

## 平成25年第1回江差町議会定例会資料

資料1：江差町国民保護計画変更内容【報告第1号関係】	…P 1
資料2：農業体質強化基盤整備促進事業位置図【議案第1号関係】	…P 13
資料3：農業水利施設保全合理化作業「水堀排水機場附帯施設整備」平面図【議案第1号関係】	…P 14
資料4：かもめ島島上遊歩道防護柵改修事業位置図【議案第1号関係】	…P 15
資料5：町内会・自治会活動総合支援交付金概要【議案第5号関係】	…P 16
資料6：平成25年度保育料改定案【議案第5号関係】	…P 17
資料7：育成医療給付・未熟児養育医療給付概要【議案第5号関係】	…P 18
資料8：東山2号林道舗装改良工事位置図【議案第5号関係】	…P 19
資料9：町道小黒部3号通り舗装整備位置図【議案第5号関係】	…P 20
資料10：江差港船間岸壁舗装改修【議案第5号関係】	…P 21
資料11：江差町過疎地域自立促進基金条例概要【議案第15号関係】	…P 22
資料12：江差町ふるさと創生基金の設置、管理及び処分に関する条例等を廃止する条例概要【議案第16号関係】	…P 23
資料13：乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例概要【議案第17号関係】	…P 24
資料14：乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表【議案第17号関係】	…P 25
資料15：江差町医師研究資金貸与条例概要【議案第18号関係】	…P 29
資料16：江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例【議案第19号関係】	…P 31
資料17：江差町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例概要【議案第20号関係】	…P 34
資料18：江差町移動等円滑化のための必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例概要【議案第21号関係】	…P 36
資料19：江差町都市公園条例の一部を改正する条例概要【議案第22号関係】	…P 37
資料20：江差町都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表【議案第22号関係】	…P 39
資料21：江差町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例概要【議案第23号関係】	…P 42
資料22：江差町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表【議案第23号関係】	…P 44

資料23：江差町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例概要【議案第24号関係】	… P 5 1
資料24：江差町営レストラン管理条例の一部を改正する条例概要【議案第25号関係】	… P 5 2
資料25：江差町営レストラン管理条例の一部を改正する条例新旧対照表【議案第25号関係】	… P 5 3
資料26：江差町道路の構造の技術的基準等を定める条例概要【議案第26号関係】	… P 5 7
資料27：江差町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例【議案第27号関係】	… P 5 8
資料28：江差町公共下水道条例の一部を改正する条例概要【議案第28号関係】	… P 5 9
資料29：江差町公共下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表【議案第28号関係】	… P 6 0
資料30：江差町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例概要【議案第29号関係】	… P 6 5
資料31：南部桧山衛生処理組合理約の一部を変更する規約概要【議案第30号関係】	… P 6 6
資料32：南部桧山衛生処理組合理約の一部を変更する規約新旧対照表【議案第30号関係】	… P 6 7
資料33：国・道等への要望状況等一覧（12月～2月）	… P 6 8

江差町国民保護計画 変更内容

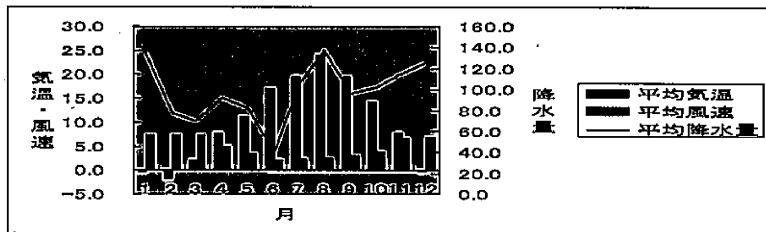
編	章	規	項	P	現	行	変	更	後	修	正	理	由
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

1	4	1	3	6
---	---	---	---	---

(2) 気候

町は、日本海対馬暖流の影響を受け、北海道内でも最も温暖な地方で、本州東北の日本海沿岸地方とよく似た気候である。

年平均気温は10℃前後、年間雨量はおおよそ1,400mm、最深積雪は50cmから60cmであるが、11月から2月にかけて日本海からの西または北西風が強く、この期間の暴風雨日は30日に及ぶことがある。



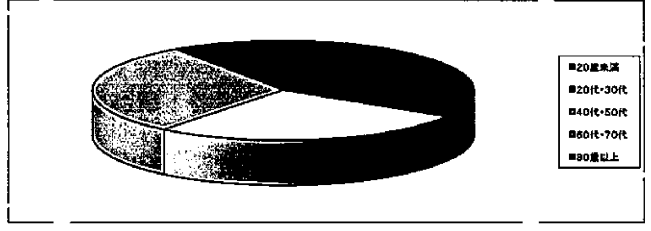
(3) 人口分布

人口は、町の中央部に集中しており、特に豊川町、中歌町、茂尻町、円山、陣屋町、南が丘などに集中し、全体の73%を占めており、後は北部の水堀町などが占めている。

■町内区分別人口状況 [平成17年9月末 住民基本台帳より]

町名	人口	町名	人口	町名	人口	町名	人口	町名	人口
新栄町	368	津花町	216	東山	100	大洞町	87	越前町	142
愛宕町	218	橋本町	178	松ヶ谷	129	沿町	166	中綱町	85
豊川町	747	新地町	145	円山	772	田沢町	352	朝日町	117
中歌町	381	茂尻町	602	緑丘	119	尾山町	195	小淵町	214
越前町	129	陣屋町	677	砂川	50	伏木町	238	鯉川町	128
鷗島	10	海岸町	78	南が丘	963	柳崎町	388		
本町	382	南浜町	561	萩ノ谷	10	五所沢町	36	合計	10,153
上野町	174	柏町	326	蝦川町	93	水堀町	677		

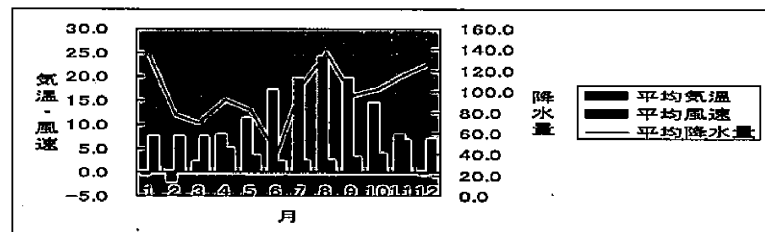
■年代別人口



(2) 気候

町は、日本海対馬暖流の影響を受け、北海道内でも最も温暖な地方で、本州東北の日本海沿岸地方とよく似た気候である。

年平均気温は10℃前後、年間雨量はおおよそ1,400mm、最深積雪は50cmから60cmであるが、11月から2月にかけて日本海からの西または北西風が強く、この期間の暴風雨日は30日に及ぶことがある。



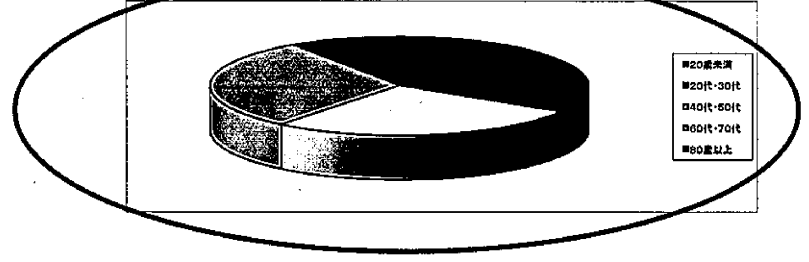
(3) 人口分布

人口は、町の中央部に集中しており、特に豊川町、中歌町、茂尻町、円山、陣屋町、南が丘などに集中し、全体の70%を占めており、後は北部の水堀町などが占めている。

■町内区分別人口状況 [平成24年3月末 住民基本台帳より]

町名	人口	町名	人口	町名	人口	町名	人口	町名	人口
新栄町	329	津花町	187	東山	93	大洞町	80	越前町	117
愛宕町	182	橋本町	133	松ヶ谷	114	沿町	130	中綱町	79
豊川町	596	新地町	126	円山	679	田沢町	428	朝日町	98
中歌町	314	茂尻町	438	緑丘	84	尾山町	171	小淵町	188
越前町	120	陣屋町	577	砂川	29	伏木町	238	鯉川町	99
鷗島	8	海岸町	62	南が丘	803	柳崎町	394		
本町	281	南浜町	433	萩ノ谷	9	五所沢町	30	合計	8,704
上野町	143	柏町	252	蝦川町	65	水堀町	595		

■年代別人口



データの時点修正 (人口及び人口割合に関するデータの修正)

江差町国民保護計画 変更内容

編	章	類	項	P	現 行	変 更 案	修正理由												
2	1	1	1	9	<p align="center"><b>第2編 平素からの備えや予防</b></p> <p><b>第1章 組織・体制の整備等</b></p> <p><b>第1 町における組織・体制の整備</b></p> <p>町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。</p> <p><b>1 町の各課における平素の業務</b></p> <p>町の各課は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。</p> <p>※【町の各課における平素の業務】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課 名</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民保護協議会の運営に関すること</li> <li>町国民保護対策本部に関すること</li> <li>避難実施要領の策定に関すること</li> <li>物資及び資材の備蓄等に関すること</li> <li>国民保護措置についての訓練に関すること</li> <li>住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること</li> <li>復旧に関すること</li> <li>特殊標章等の交付等に関すること</li> <li>住民の避難誘導に関すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>町民福祉課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>安否情報の収集体制の整備に関すること</li> <li>避難施設の運営体制の整備に関すること</li> <li>高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること</li> <li>医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること</li> <li>廃棄物処理に関すること</li> <li>武力攻撃災害への対処に関すること</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 国民保護に関する業務の総括、各課間の調整、企画立案等については、国民保護担当課長等の国民保護担当責任者が行う。</p> <p><b>2 町職員の参集基準等</b></p> <p>(1) 職員の迅速な参集体制の整備</p> <p>町は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。</p> <p>(2) 24時間即応体制の確立</p> <p>町は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、檜山広域行政組合との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに町長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。</p>	課 名	平素の業務	建設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民保護協議会の運営に関すること</li> <li>町国民保護対策本部に関すること</li> <li>避難実施要領の策定に関すること</li> <li>物資及び資材の備蓄等に関すること</li> <li>国民保護措置についての訓練に関すること</li> <li>住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること</li> <li>復旧に関すること</li> <li>特殊標章等の交付等に関すること</li> <li>住民の避難誘導に関すること</li> </ul>	町民福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>安否情報の収集体制の整備に関すること</li> <li>避難施設の運営体制の整備に関すること</li> <li>高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること</li> <li>医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること</li> <li>廃棄物処理に関すること</li> <li>武力攻撃災害への対処に関すること</li> </ul>	<p align="center"><b>第2編 平素からの備えや予防</b></p> <p><b>第1章 組織・体制の整備等</b></p> <p><b>第1 町における組織・体制の整備</b></p> <p>町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。</p> <p><b>1 町の各課における平素の業務</b></p> <p>町の各課は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。</p> <p>※【町の各課における平素の業務】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課 名</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設水道課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民保護協議会の運営に関すること</li> <li>町国民保護対策本部に関すること</li> <li>避難実施要領の策定に関すること</li> <li>物資及び資材の備蓄等に関すること</li> <li>国民保護措置についての訓練に関すること</li> <li>住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること</li> <li>復旧に関すること</li> <li>特殊標章等の交付等に関すること</li> <li>住民の避難誘導に関すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>町民福祉課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>安否情報の収集体制の整備に関すること</li> <li>避難施設の運営体制の整備に関すること</li> <li>高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること</li> <li>医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること</li> <li>廃棄物処理に関すること</li> <li>武力攻撃災害への対処に関すること</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 国民保護に関する業務の総括、各課間の調整、企画立案等については、国民保護担当課長等の国民保護担当責任者が行う。</p> <p><b>2 町職員の参集基準等</b></p> <p>(1) 職員の迅速な参集体制の整備</p> <p>町は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。</p> <p>(2) 24時間即応体制の確立</p> <p>町は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、檜山広域行政組合との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに町長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。</p>	課 名	平素の業務	建設水道課	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民保護協議会の運営に関すること</li> <li>町国民保護対策本部に関すること</li> <li>避難実施要領の策定に関すること</li> <li>物資及び資材の備蓄等に関すること</li> <li>国民保護措置についての訓練に関すること</li> <li>住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること</li> <li>復旧に関すること</li> <li>特殊標章等の交付等に関すること</li> <li>住民の避難誘導に関すること</li> </ul>	町民福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>安否情報の収集体制の整備に関すること</li> <li>避難施設の運営体制の整備に関すること</li> <li>高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること</li> <li>医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること</li> <li>廃棄物処理に関すること</li> <li>武力攻撃災害への対処に関すること</li> </ul>	<p>組織機構改正による（建設課と水道課を統合）</p>
課 名	平素の業務																		
建設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民保護協議会の運営に関すること</li> <li>町国民保護対策本部に関すること</li> <li>避難実施要領の策定に関すること</li> <li>物資及び資材の備蓄等に関すること</li> <li>国民保護措置についての訓練に関すること</li> <li>住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること</li> <li>復旧に関すること</li> <li>特殊標章等の交付等に関すること</li> <li>住民の避難誘導に関すること</li> </ul>																		
町民福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>安否情報の収集体制の整備に関すること</li> <li>避難施設の運営体制の整備に関すること</li> <li>高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること</li> <li>医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること</li> <li>廃棄物処理に関すること</li> <li>武力攻撃災害への対処に関すること</li> </ul>																		
課 名	平素の業務																		
建設水道課	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民保護協議会の運営に関すること</li> <li>町国民保護対策本部に関すること</li> <li>避難実施要領の策定に関すること</li> <li>物資及び資材の備蓄等に関すること</li> <li>国民保護措置についての訓練に関すること</li> <li>住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること</li> <li>復旧に関すること</li> <li>特殊標章等の交付等に関すること</li> <li>住民の避難誘導に関すること</li> </ul>																		
町民福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>安否情報の収集体制の整備に関すること</li> <li>避難施設の運営体制の整備に関すること</li> <li>高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること</li> <li>医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること</li> <li>廃棄物処理に関すること</li> <li>武力攻撃災害への対処に関すること</li> </ul>																		

江差町国民保護計画 変更内容

編	章	類	項	P	現 行	変 更 案	修正理由																																								
2	1	1	2	11	<p><b>(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応</b>                      町の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。                      なお、町対策本部長、町対策副本部長及び町対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。</p> <p>【町対策本部長、町対策副本部長及び町対策本部員の代替職員】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>代替職員(第1順位)</th> <th>代替職員(第2順位)</th> <th>代替職員(第3順位)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町 長(本部長)</td> <td>助 役</td> <td>建設課長</td> <td>総務政策課長</td> </tr> <tr> <td>助役(副本部長)</td> <td>建設課長</td> <td>総務政策課長</td> <td>建設課主幹</td> </tr> <tr> <td>教育長(本部員)</td> <td>生涯学習課長</td> <td>生涯学習課参事</td> <td>生涯学習課総務係長</td> </tr> <tr> <td>各課長・参事(本部員)</td> <td colspan="3">その他の本部員については、その職員の次席の職員とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(6) 職員の服務基準</b>                      町は、(3)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。</p> <p><b>(7) 交代要員等の確保</b>                      町は、防災に関する体制を活用しつつ、町国民保護対策本部(以下「町対策本部」という。)を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。                      ○交代要員の確保その他職員の配置                      ○食料、燃料等の備蓄                      ○自家発電設備の確保                      ○仮眠設備等の確保 等</p> <p><b>3 消防機関の体制</b></p> <p><b>(1) 消防本部及び消防署における体制</b>                      檜山広域行政組合消防本部(以下「消防本部」という。)は、町における参集基準等と同様に、消防本部、檜山広域行政組合江差消防署(以下「消防署」という。)における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、町は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。</p> <p><b>(2) 消防団の充実・活性化の推進等</b>                      町は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、道及び檜山広域行政組合と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。                      また、町は、道と連携し、消防団員に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加できるよう配慮する。さらに、町は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参</p>	名称	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)	代替職員(第3順位)	町 長(本部長)	助 役	建設課長	総務政策課長	助役(副本部長)	建設課長	総務政策課長	建設課主幹	教育長(本部員)	生涯学習課長	生涯学習課参事	生涯学習課総務係長	各課長・参事(本部員)	その他の本部員については、その職員の次席の職員とする。			<p><b>(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応</b>                      町の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。                      なお、町対策本部長、町対策副本部長及び町対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。</p> <p>【町対策本部長、町対策副本部長及び町対策本部員の代替職員】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>代替職員(第1順位)</th> <th>代替職員(第2順位)</th> <th>代替職員(第3順位)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町 長(本部長)</td> <td>副町長</td> <td>建設水道課長</td> <td>総務財政課長</td> </tr> <tr> <td>副町長(副本部長)</td> <td>建設水道課長</td> <td>総務財政課長</td> <td>町民福祉課長</td> </tr> <tr> <td>教育長(本部員)</td> <td>学校教育課長</td> <td>社会教育課長</td> <td>学校教育課総務係長</td> </tr> <tr> <td>各課長・局長(本部員)</td> <td colspan="3">その他の本部員については、その職員の次席の職員とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(6) 職員の服務基準</b>                      町は、(3)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。</p> <p><b>(7) 交代要員等の確保</b>                      町は、防災に関する体制を活用しつつ、町国民保護対策本部(以下「町対策本部」という。)を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。                      ○交代要員の確保その他職員の配置                      ○食料、燃料等の備蓄                      ○自家発電設備の確保                      ○仮眠設備等の確保 等</p> <p><b>3 消防機関の体制</b></p> <p><b>(1) 消防本部及び消防署における体制</b>                      檜山広域行政組合消防本部(以下「消防本部」という。)は、町における参集基準等と同様に、消防本部、檜山広域行政組合江差消防署(以下「消防署」という。)における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、町は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。</p> <p><b>(2) 消防団の充実・活性化の推進等</b>                      町は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、道及び檜山広域行政組合と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。                      また、町は、道と連携し、消防団員に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加できるよう配慮する。さらに、町は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参</p>	名称	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)	代替職員(第3順位)	町 長(本部長)	副町長	建設水道課長	総務財政課長	副町長(副本部長)	建設水道課長	総務財政課長	町民福祉課長	教育長(本部員)	学校教育課長	社会教育課長	学校教育課総務係長	各課長・局長(本部員)	その他の本部員については、その職員の次席の職員とする。			<p>地方自治法改正による(助役→副町長)組織機構改正による(江差町課設置条例改正)</p>
名称	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)	代替職員(第3順位)																																												
町 長(本部長)	助 役	建設課長	総務政策課長																																												
助役(副本部長)	建設課長	総務政策課長	建設課主幹																																												
教育長(本部員)	生涯学習課長	生涯学習課参事	生涯学習課総務係長																																												
各課長・参事(本部員)	その他の本部員については、その職員の次席の職員とする。																																														
名称	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)	代替職員(第3順位)																																												
町 長(本部長)	副町長	建設水道課長	総務財政課長																																												
副町長(副本部長)	建設水道課長	総務財政課長	町民福祉課長																																												
教育長(本部員)	学校教育課長	社会教育課長	学校教育課総務係長																																												
各課長・局長(本部員)	その他の本部員については、その職員の次席の職員とする。																																														

江差町国民保護計画 変更内容

編	章	項	P	現 行	変 更 案	修正理由																		
2	1	1	4	12																				
				<p>集基準を定める。</p> <p><b>4 国民の権利利益の救済に係る手続等</b></p> <p>(1) 国民の権利利益の迅速な救済</p> <p>町は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。</p> <p>また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益救済のため迅速に対応する。</p> <p>【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>損失補償 (法第159条第1項)</td> <td>特定物資の取用に関すること。(法第81条第2項) 町民福祉課 特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項) 総務政策課 土地等の使用に関すること。(法第82条) 町民福祉課 応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項) 建設課</td> </tr> <tr> <td>損害補償 (法第160条)</td> <td>国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項) 建設課</td> </tr> <tr> <td>不服申立てに関すること。(法第6条、175条)</td> <td rowspan="2">総務政策課</td> </tr> <tr> <td>訴訟に関すること。(法第6条、175条)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 国民の権利利益に関する文書の保存</p> <p>町は、国民の権利利益の救済手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、江差町役場処務規程の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。</p> <p>町は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。</p> <p><b>第2 関係機関との連携体制の整備</b></p> <p>町は、国民保護措置を実施するに当たり、国、道、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。</p> <p><b>1 基本的考え方</b></p> <p>(1) 防災のための連携体制の活用</p> <p>町は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。</p>		担当課	損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の取用に関すること。(法第81条第2項) 町民福祉課 特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項) 総務政策課 土地等の使用に関すること。(法第82条) 町民福祉課 応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項) 建設課	損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項) 建設課	不服申立てに関すること。(法第6条、175条)	総務政策課	訴訟に関すること。(法第6条、175条)	<p>集基準を定める。</p> <p><b>4 国民の権利利益の救済に係る手続等</b></p> <p>(1) 国民の権利利益の迅速な救済</p> <p>町は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。</p> <p>また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益救済のため迅速に対応する。</p> <p>【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>損失補償 (法第159条第1項)</td> <td>特定物資の取用に関すること。(法第81条第2項) 町民福祉課 特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項) 総務財政課 土地等の使用に関すること。(法第82条) 町民福祉課 応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項) 建設水道課</td> </tr> <tr> <td>損害補償 (法第160条)</td> <td>国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項) 建設水道課</td> </tr> <tr> <td>不服申立てに関すること。(法第6条、175条)</td> <td rowspan="2">総務財政課</td> </tr> <tr> <td>訴訟に関すること。(法第6条、175条)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 国民の権利利益に関する文書の保存</p> <p>町は、国民の権利利益の救済手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、江差町役場処務規程の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。</p> <p>町は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。</p> <p><b>第2 関係機関との連携体制の整備</b></p> <p>町は、国民保護措置を実施するに当たり、国、道、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。</p> <p><b>1 基本的考え方</b></p> <p>(1) 防災のための連携体制の活用</p> <p>町は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。</p>		担当課	損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の取用に関すること。(法第81条第2項) 町民福祉課 特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項) 総務財政課 土地等の使用に関すること。(法第82条) 町民福祉課 応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項) 建設水道課	損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項) 建設水道課	不服申立てに関すること。(法第6条、175条)	総務財政課	訴訟に関すること。(法第6条、175条)	<p>組織機構改正による（江差町課設置条例改正）</p>
	担当課																							
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の取用に関すること。(法第81条第2項) 町民福祉課 特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項) 総務政策課 土地等の使用に関すること。(法第82条) 町民福祉課 応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項) 建設課																							
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項) 建設課																							
不服申立てに関すること。(法第6条、175条)	総務政策課																							
訴訟に関すること。(法第6条、175条)																								
	担当課																							
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の取用に関すること。(法第81条第2項) 町民福祉課 特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項) 総務財政課 土地等の使用に関すること。(法第82条) 町民福祉課 応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項) 建設水道課																							
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項) 建設水道課																							
不服申立てに関すること。(法第6条、175条)	総務財政課																							
訴訟に関すること。(法第6条、175条)																								

江差町国民保護計画 変更内容

編	章	類	項	P	現 行	変 更 案	修正理由
2	1	2	3	13	<p>(2) 関係機関の計画との整合性の確保 町は、国、道、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。</p> <p>(3) 関係機関相互の意思疎通 町は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、町国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。</p> <p><b>2 道との連携</b></p> <p>(1) 道の連絡先の把握等 町は、緊急時に連絡すべき道の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、道と必要な連携を図る。</p> <p>(2) 道との情報共有 警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、道との間で緊密な情報の共有を図る。</p> <p>(3) 町国民保護計画の道への協議 町は、道との国民保護計画の協議を通じて、道の行う国民保護措置と町の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。</p> <p>(4) 道警察との連携 町長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、道警察と必要な連携を図る。</p> <p><b>3 近接市町村との連携</b></p> <p>(1) 近接市町村との連携 町は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、<u>防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。</u></p> <p>(2) 消防機関の連携体制の整備 町は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等</p>	<p>(2) 関係機関の計画との整合性の確保 町は、国、道、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。</p> <p>(3) 関係機関相互の意思疎通 町は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、町国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。</p> <p><b>2 道との連携</b></p> <p>(1) 道の連絡先の把握等 町は、緊急時に連絡すべき道の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、道と必要な連携を図る。</p> <p>(2) 道との情報共有 警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、道との間で緊密な情報の共有を図る。</p> <p>(3) 町国民保護計画の道への協議 町は、道との国民保護計画の協議を通じて、道の行う国民保護措置と町の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。</p> <p>(4) 道警察との連携 町長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、道警察と必要な連携を図る。</p> <p><b>3 近接市町村との連携</b></p> <p>(1) 近接市町村との連携 町は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」等に基づき、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。</p> <p>(2) 消防機関の連携体制の整備 町は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等</p>	<p>【「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」を締結したことに伴う変更】</p> <p>・ 防災のために締結されていた協定を国民保護にも適用できるように修正して再締結したことから、文言を整理。</p>

江差町国民保護計画 変更内容

編	章	類	項	P	現 行	変 更 案	修正理由
2	1	4	2	17	<p>を行う全国瞬時警報システム（J-ALERT）の開発・整備を検討しており、平成17年度においては、全国31団体において実証実験を実施しており、平成19年2月から一部の情報について運用可能となっている。</p> <p><u>今後、全国の市区町村においては、市町村合併に伴う同報無線の親機の統合や遠隔制御装置の設置（旧市町村間の親機の統合運用等）、同報無線の更新やデジタル化、同報無線導入等が近々に予定される団体が相当数に上ると見込まれる。</u></p> <p><u>この場合、市区町村においてJ-Alertのために新規に必要な機器について、効率性の観点から、これらの整備時期において一体的に自動起動機の設置及び工事等を行うことも十分に検討されることが必要である。</u></p> <p>(3) 道警察との連携 町は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、道警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて江差海上保安署との協力体制を構築する。</p> <p>(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知 国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防連第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。</p> <p>(5) 多数の者が利用する施設等に対する警報の伝達のための準備 町は、道から警報の内容の通知を受けたときに町長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、道との役割分担も考慮して定める。</p> <p>(6) 民間事業者からの協力の確保 町は、道と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。 その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。</p> <p><b>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</b></p> <p>(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式 町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、道に報告する。</p>	<p>を行う全国瞬時警報システム（J-ALERT）の開発・整備を検討しており、平成17年度においては、全国31団体において実証実験を実施しており、平成19年2月から一部の情報について運用可能となっている。</p> <p>江差町においても武力攻撃事態等の有事に備え、J-ALERTの運用を平成23年3月から開始し、万が一の事態により迅速かつ的確に対処するため、引き続き一層の取り組みが必要である。</p> <p>また、即時に行える住民への情報伝達手段として、同報無線導入等の導入検討が必要である。</p> <p>(3) 道警察との連携 町は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、道警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて江差海上保安署との協力体制を構築する。</p> <p>(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知 国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防連第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。</p> <p>(5) 多数の者が利用する施設等に対する警報の伝達のための準備 町は、道から警報の内容の通知を受けたときに町長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、道との役割分担も考慮して定める。</p> <p>(6) 民間事業者からの協力の確保 町は、道と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。 その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。</p> <p><b>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</b></p> <p>(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式 町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、道に報告する。</p>	<p>平成23年3月にJ-ALERTを導入したことに伴う文言修正</p>

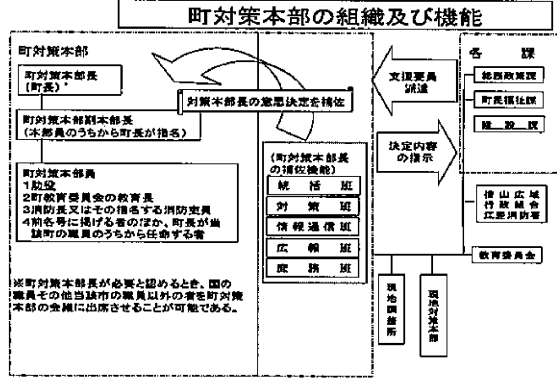


編	章	項	P	現 行	変 更 案	修正理由
3	1	1	1 27	<p><b>第3編 武力攻撃事態等への対処</b>  <b>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</b></p> <p>多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、町は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。</p> <p>また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。</p> <p>このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、町の初動体制について、以下のとおり定める。</p> <p><b>1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置</b></p> <p>(1) 緊急事態連絡室等の設置</p> <p>① 町長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、道及び道警察に連絡を行うとともに、町としての確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。「緊急事態連絡室」は、町対策本部員のうち、国民保護担当課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。</p> <p>※【町緊急事態連絡室の構成等】</p> <p>※住民からの通報、道からの連絡その他の情報により、町職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を町長及び幹部職員等に報告するものとする。                  消防本部及び江差消防署においても、通報を受けた場合の伝達方法の体制を確立するものとする。</p> <p>② 「緊急事態連絡室」は、檜山広域行政組合及び当該組合以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、道、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、道に連絡を行う。</p>	<p><b>第3編 武力攻撃事態等への対処</b>  <b>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</b></p> <p>多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、町は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。</p> <p>また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。</p> <p>このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、町の初動体制について、以下のとおり定める。</p> <p><b>1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置</b></p> <p>(1) 緊急事態連絡室等の設置</p> <p>① 町長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、道及び道警察に連絡を行うとともに、町としての確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。「緊急事態連絡室」は、町対策本部員のうち、国民保護担当課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。</p> <p>※【町緊急事態連絡室の構成等】</p> <p>※住民からの通報、道からの連絡その他の情報により、町職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を町長及び幹部職員等に報告するものとする。                  消防本部及び江差消防署においても、通報を受けた場合の伝達方法の体制を確立するものとする。</p> <p>② 「緊急事態連絡室」は、檜山広域行政組合及び当該組合以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、道、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、道に連絡を行う。</p>	<p>地方自治法改正による（助役⇒副町長）</p>

江差町国民保護計画 変更内容

編	章	類	項	P
3	2	I	1	31

(3) 町対策本部の組織構成及び機能  
町対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。



※町対策本部における決定内容等を踏まえて、各課において措置を実施するものとする（町対策本部には、各課から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。

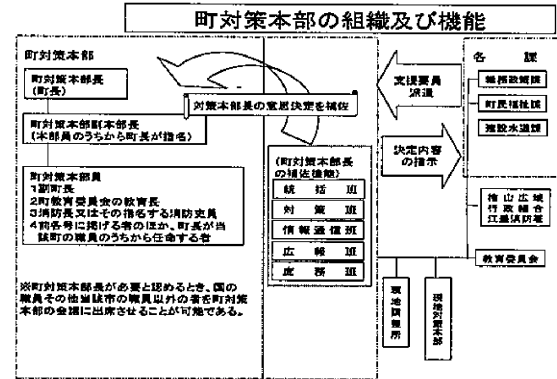
※【町対策本部長の補佐機能】

班	機能
統括班	<ul style="list-style-type: none"> <li>町対策本部会議の運営に関する事項</li> <li>情報通信班が収集した情報を踏まえた町対策本部長の重要な意思決定に係る補佐</li> <li>町対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示</li> </ul>
対策班	<ul style="list-style-type: none"> <li>町が行う国民保護措置に関する調整</li> <li>他の市町村に対する応援の求め、道への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項</li> <li>道を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項</li> </ul>
情報通信班	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の情報に関する国、道、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 <ul style="list-style-type: none"> <li>被災情報</li> <li>避難や救援の実施状況</li> <li>災害への対応状況</li> <li>安否情報</li> <li>その他統括班等から収集を依頼された情報</li> </ul> </li> <li>町対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録</li> <li>通信回線や通信機器の確保</li> </ul>
広報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災状況や町対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動</li> </ul>
庶務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>町対策本部員や町対策本部職員のパフォーマンス管理</li> <li>町対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項</li> </ul>

※【町の各課における武力攻撃事態における業務】

部局名	武力攻撃事態等における業務
建設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>町国民保護対策本部に関すること</li> <li>避難実施要領の策定に関すること</li> <li>特殊標章等の交付に関すること</li> <li>復旧に関すること</li> <li>住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関すること</li> <li>住民の避難誘導に関すること</li> </ul>

(3) 町対策本部の組織構成及び機能  
町対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。



※町対策本部における決定内容等を踏まえて、各課において措置を実施するものとする（町対策本部には、各課から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。

※【町対策本部長の補佐機能】

班	機能
統括班	<ul style="list-style-type: none"> <li>町対策本部会議の運営に関する事項</li> <li>情報通信班が収集した情報を踏まえた町対策本部長の重要な意思決定に係る補佐</li> <li>町対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示</li> </ul>
対策班	<ul style="list-style-type: none"> <li>町が行う国民保護措置に関する調整</li> <li>他の市町村に対する応援の求め、道への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項</li> <li>道を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項</li> </ul>
情報通信班	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の情報に関する国、道、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 <ul style="list-style-type: none"> <li>被災情報</li> <li>避難や救援の実施状況</li> <li>災害への対応状況</li> <li>安否情報</li> <li>その他統括班等から収集を依頼された情報</li> </ul> </li> <li>町対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録</li> <li>通信回線や通信機器の確保</li> </ul>
広報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災状況や町対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動</li> </ul>
庶務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>町対策本部員や町対策本部職員のパフォーマンス管理</li> <li>町対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項</li> </ul>

※【町の各課における武力攻撃事態における業務】

部局名	武力攻撃事態等における業務
建設水道課	<ul style="list-style-type: none"> <li>町国民保護対策本部に関すること</li> <li>避難実施要領の策定に関すること</li> <li>特殊標章等の交付に関すること</li> <li>復旧に関すること</li> <li>住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関すること</li> <li>住民の避難誘導に関すること</li> </ul>

修正理由

地方自治法改正による（助役⇒副町長）  
組織機構改正による（江差町課設置条例改正）

組織機構改正による（江差町課設置条例改正）

江差町国民保護計画 変更内容

編	章	項	P	現 行	変 更 案	修正理由
3	3	1	1 35	<p><b>2 通信の確保</b></p> <p>(1) 情報通信手段の確保 町は、携帯電話、移動系町防災行政無線等の移動系通信回線、若しくは、インターネット、L G W A N (総合行政ネットワーク)、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、町対策本部と町現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保に努める。</p> <p>(2) 情報通信手段の機能確認 町は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。</p> <p>(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策 町は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。</p> <p><b>第3章 関係機関相互の連携</b></p> <p>町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、道、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と町との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。</p> <p><b>1 国・道の対策本部との連携</b></p> <p>(1) 国・道の対策本部との連携 町は、道の対策本部及び、道を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。</p> <p>(2) 国・道の現地対策本部との連携 町は、国・道の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、道・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。</p> <p style="text-align: center;">新 設</p> <p><b>2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等</b></p> <p>(1) 知事等への措置要請 町は、当該町の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他道の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。</p>	<p><b>2 通信の確保</b></p> <p>(1) 情報通信手段の確保 町は、携帯電話、移動系町防災行政無線等の移動系通信回線、若しくは、インターネット、L G W A N (総合行政ネットワーク)、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、町対策本部と町現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保に努める。</p> <p>(2) 情報通信手段の機能確認 町は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。</p> <p>(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策 町は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。</p> <p><b>第3章 関係機関相互の連携</b></p> <p>町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、道、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と町との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。</p> <p><b>1 国・道の対策本部との連携</b></p> <p>(1) 国・道の対策本部との連携 町は、道の対策本部及び、道を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。</p> <p>(2) 国・道の現地対策本部との連携 町は、国・道の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、道・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。</p> <p>(3) 武力攻撃事態等合同対策協議会との連携 町は、国の現地対策本部長が開催する「武力攻撃事態等合同対策協議会」に職員を派遣して国民保護措置に関する情報を交換するなどの必要な連携を図り、それぞれの機関が実施する国民保護措置について協力する。</p> <p><b>2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等</b></p> <p>(1) 知事等への措置要請 町は、当該町の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他道の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。</p>	<p>【国の基本指針の変更に伴う変更】 ・ 国の基本指針において武力攻撃事態等合同対策協議会の開催に関する規定が新設されたため、当協議会との連携に関する規定を設けるもの。</p>

江差町国民保護計画 変更内容

編	章	項	P	現 行	変 更 案	修正理由
3	3	1	36	<p>(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請 町は、当該町の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。</p> <p>(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請 町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。</p> <p><b>3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等</b></p> <p>① 町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする方面總監、海上自衛隊にあっては当該区域を警備区域とする地方總監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。</p> <p>② 町長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第78条及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、町対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。</p> <p><b>4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託</b></p> <p>(1) 他の市町村長等への応援の要求</p> <p>① 町長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。</p> <p>② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。</p> <p>(2) 道への応援の要求 町長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。</p> <p>(3) 事務の一部の委託</p> <p>① 町が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法</li> <li>・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項</li> </ul>	<p>(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請 町は、当該町の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。</p> <p>(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請 町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。</p> <p><b>3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等</b></p> <p>① 町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊函館地方協力本部長又は当町の協議会委員たる陸上自衛隊第28普通科連隊長を通じて、陸上自衛隊にあっては北部方面總監、海上自衛隊にあっては大湊地方總監、航空自衛隊にあっては第2航空団司令を介し、防衛大臣に連絡する。</p> <p>② 町長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第78条及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、町対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。</p> <p><b>4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託</b></p> <p>(1) 他の市町村長等への応援の要求</p> <p>① 町長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。</p> <p>② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。</p> <p>(2) 道への応援の要求 町長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。</p> <p>(3) 事務の一部の委託</p> <p>① 町が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法</li> <li>・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項</li> </ul>	<p>【具体的記述等への変更】 ・自衛隊の組織名及び職名を具体的に記載することにより、よりわかりやすい記述とするもの。</p>

江差町国民保護計画 変更内容

編	章	項	P	現 行	変 更 案	修正理由
3	6	1	1 54	<p>医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。</p> <p><b>第6章 安否情報の収集・提供</b></p> <p>町は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。</p> <p>※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。</p>	<p>医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。</p> <p><b>第6章 安否情報の収集・提供</b></p> <p>町は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。</p> <p>※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。</p>	
				<p><b>1 安否情報の収集</b></p> <p>町は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している町が管理する諸学校等からの情報収集、道警察への照会などにより安否情報の収集を行う。</p> <p>安否情報の収集にあたっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号を用いて行う。</p> <p>また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。</p> <p><b>(2) 安否情報収集の協力要請</b></p> <p>町は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に</p>	<p><b>1 安否情報の収集</b></p> <p>(1) <b>安否情報システムの利用</b></p> <p>町は、安否情報の収集・提供を効率的に実施するため、消防庁が管理する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システムを利用するものとし、事態の状況により当該システムによることができないときは、電子メール、FAXにより安否情報の報告を行う。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭、電話その他の方法により安否情報の報告を行う。</p> <p>(2) <b>安否情報の収集</b></p> <p>町は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している町が管理する諸学校等からの情報収集、道警察への照会などにより安否情報の収集を行う。</p> <p>安否情報の収集にあたっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号を用いて行う。</p> <p>また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。</p> <p>(3) <b>安否情報収集の協力要請</b></p> <p>町は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に</p>	<p>【安否情報システムの運用開始に伴う変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>併せて、報告の方法を整理して記載。（「2道に対する報告」より移記）</li> </ul> <p>【項番号の繰り下げ】</p> <p>【項番号の繰り下げ】</p>

江差町国民保護計画 変更内容

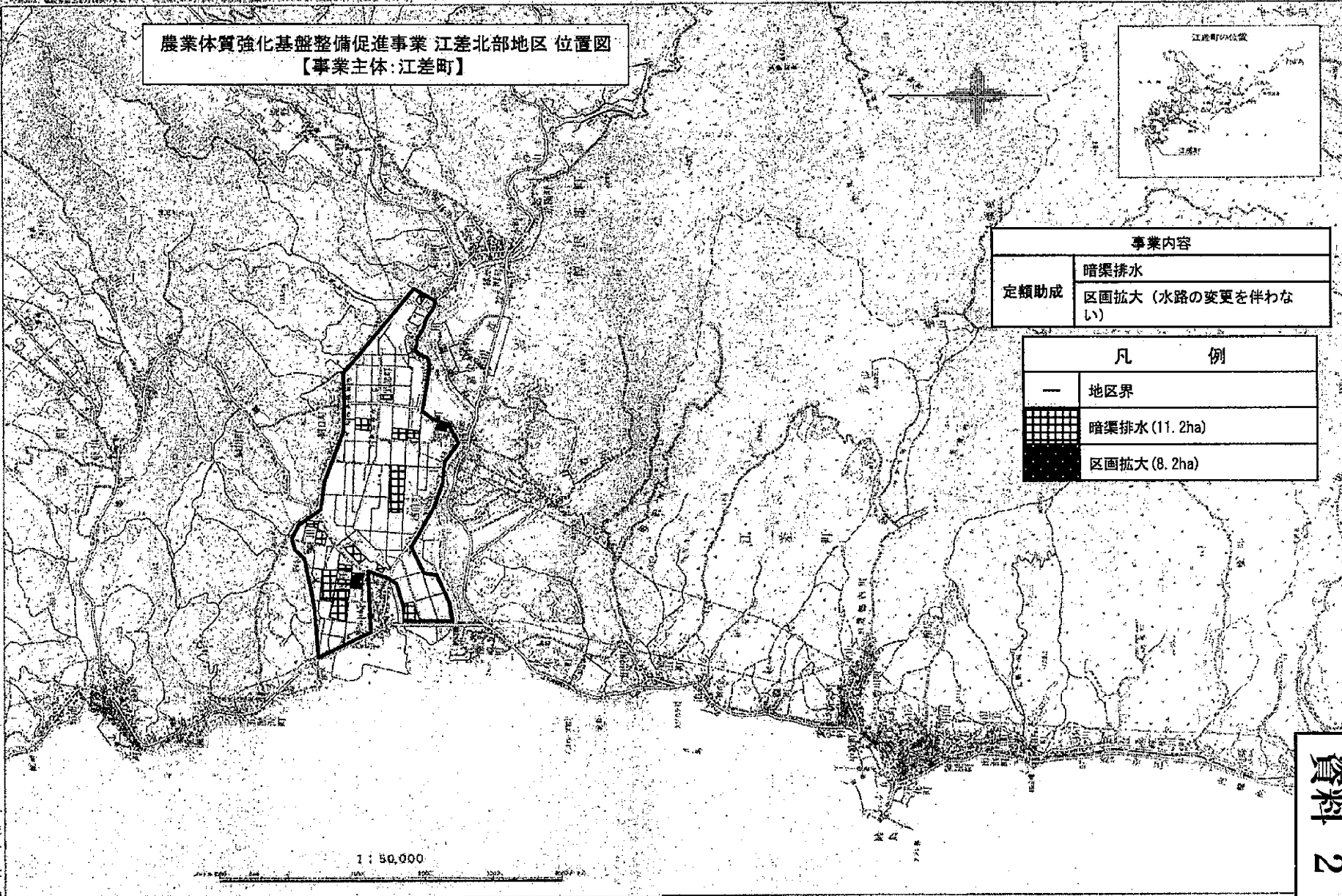
編	章	類	項	P	現 行	変 更 案	修正理由
3	6	1	1	55	<p>必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。</p> <p><b>(3) 安否情報の整理</b> 町は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。</p> <p><b>2 道に対する報告</b> 町は、道への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで道に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p> <p><b>3 安否情報の照会に対する回答</b> <b>(1) 安否情報の照会の受付</b> ① 町は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、町対策本部を設置すると同時に住民に周知する。 ② 住民からの安否情報の照会については、原則として町対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口答や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。 ③ 窓口以外から照会があった場合には、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別について、照会者の居住市町村が保有する住民基本台帳と照合すること等により、本人確認を行うこととする。</p> <p><b>(2) 安否情報の回答</b> ① 町は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、原則として被照会者の同意に基づき、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。 ② 町は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。 ③ 町は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。</p> <p><b>(3) 個人の情報の保護への配慮</b> ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十</p>	<p>必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。</p> <p><b>(4) 安否情報の整理</b> 町は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。</p> <p><b>2 道に対する報告</b> 町は、道への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで道に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p> <p><b>3 安否情報の照会に対する回答</b> <b>(1) 安否情報の照会の受付</b> ① 町は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、町対策本部を設置すると同時に住民に周知する。 ② 住民からの安否情報の照会については、原則として町対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口答や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。 ③ 窓口以外から照会があった場合には、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別について、照会者の居住市町村が保有する住民基本台帳と照合すること等により、本人確認を行うこととする。</p> <p><b>(2) 安否情報の回答</b> ① 町は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、原則として被照会者の同意に基づき、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。 ② 町は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。 ③ 町は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。</p> <p><b>(3) 個人の情報の保護への配慮</b> ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十</p>	<p>【項番号の繰り下げ】</p>

農業体質強化基盤整備促進事業 江差北部地区 位置図  
【事業主体: 江差町】

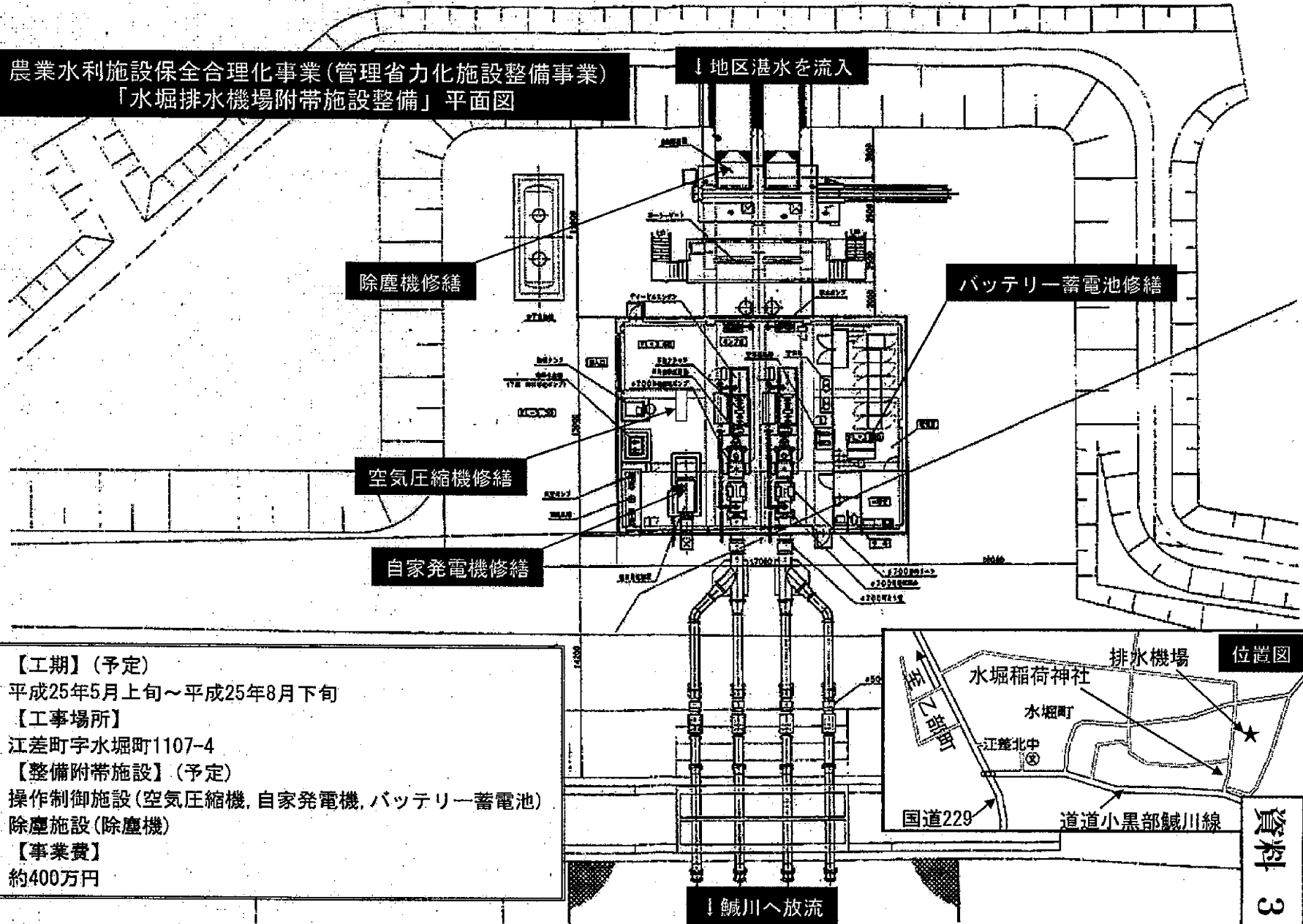


事業内容	
定額助成	暗渠排水
	区画拡大 (水路の変更を伴わない)

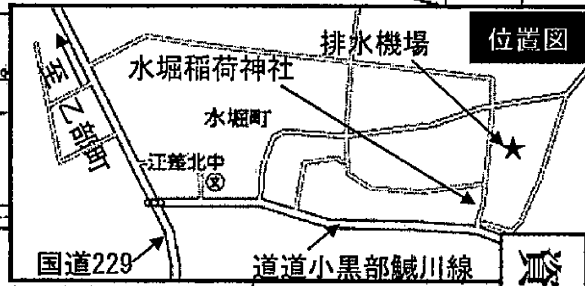
凡 例	
—	地区界
	暗渠排水 (11.2ha)
	区画拡大 (8.2ha)



農業水利施設保全合理化事業(管理省力化施設整備事業)  
「水堀排水機場附帯施設整備」平面図



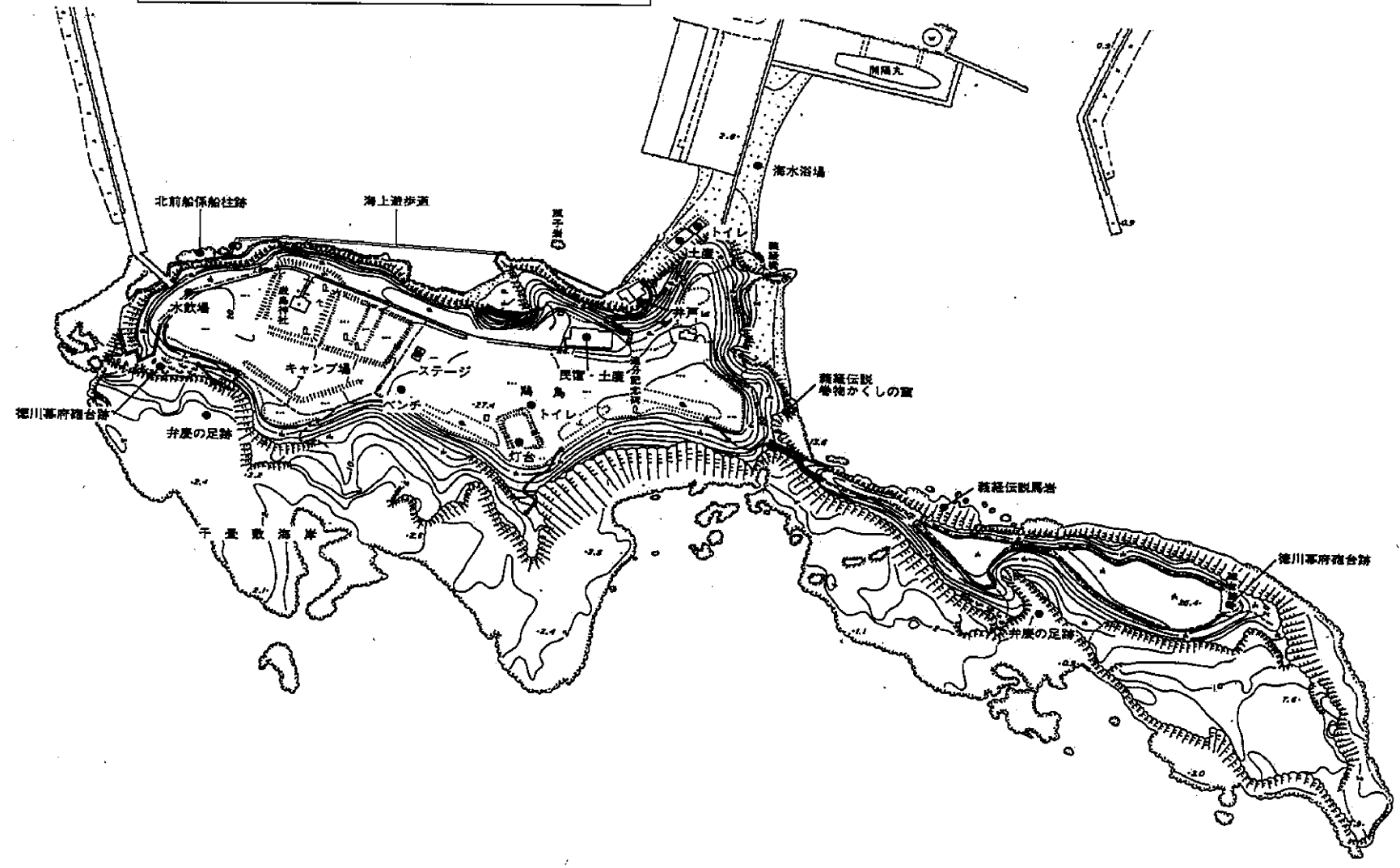
【工期】(予定)  
平成25年5月上旬～平成25年8月下旬  
【工事場所】  
江差町字水堀町1107-4  
【整備附帯施設】(予定)  
操作制御施設(空気圧縮機, 自家発電機, バッテリー蓄電池)  
除塵施設(除塵機)  
【事業費】  
約400万円



資料 3



かもめ島島上遊歩道防護柵改修事業 位置図



## 町内会・自治会活動総合支援交付金概要

### <事業概要>

住民自治を推進するため、町内会・自治会が取り組む事業に要する経費に対し、交付金を交付する。

### <対象事業者>

交付金の対象となる事業を行う町内会・自治会とする。

### <対象経費>

交付金の対象となる経費は、下記に該当する経費とする。

- ◎ 敬老会事業に要する経費
- ◎ 自治会活動保険の掛け金に要する経費
- ◎ きれいなまちづくりに要する経費
- ◎ 町内会・自治会住民意識の高揚と連携促進に資する活動に要する経費

### <交付金の額>

交付金の額は、均等割と世帯数割を合算した額とする。

- ◎ 均等割として一律35,000円とする。
- ◎ 世帯数割として町内会・自治会世帯数に120円を乗じた額とする。

## 平成25年度 町立保育所 保育料改定案について

## 1 改正理由について

江差町の保育園における子育てサービスは、延長保育・一時保育・子育て支援センター設置等の保育サービスを拡充してまいりましたが、負担感の大きかった保育料を軽減し子育て世代を支援していく。

## 2 年齢区分での各階層の対比

①4階層以上の所得税課税世帯を対象に保育料の軽減を実施。

②町立保育所への多子世帯入所 全階層に対し、年齢の高い順に軽減。

(1人目：最年長児 基準額 2人目：基準額×0.5 3人目以降：基準額×0.1)

階層 国一町	3歳未満児		差額
	H. 24年度	H. 25年度	
4-D1	23,800	23,000	▲800
4-D2	29,100	28,000	▲1,100
5-D3	35,700	30,000	▲5,700
5-D4	40,000	33,000	▲7,000
6-D5	42,700	36,000	▲6,700
6-D6	45,800	37,000	▲8,800
6-D7	48,800	38,000	▲10,800
6-D8	53,000	40,000	▲13,000
7-D9	55,000	42,000	▲13,000

階層 国一町	3歳以上児		差額
	H. 24年度	H. 25年度	
4-D1	21,200	21,000	▲200
4-D2	26,100	25,000	▲1,100
5-D3	29,000	27,000	▲2,000
5-D4	35,200	30,000	▲5,200
6-D5	40,600	33,000	▲7,600
6-D6	41,500	34,000	▲7,500
6-D7	41,500	35,000	▲6,500
6-D8	41,500	36,000	▲5,500
7-D9	41,500	38,000	▲3,500

## 3 近隣町との比較 (H. 24. 4. 1江差町立保育所入園児階層に置き換えて算定/月調定額)

H24 (▲は江差町より低くなっている額)

江差町	厚沢部町	上ノ国町	乙部町
1,751,900	1,655,500	1,516,250	1,695,850
	▲96,400	▲235,650	▲56,050

H25 案 (▲は江差町より低くなっている額)

江差町	厚沢部町	上ノ国町	乙部町
1,546,060	1,655,500	1,516,250	1,695,850
	109,440	▲29,810	149,790

## 医療給付事業概要

## 1. 育成医療給付事業

## &lt;事業概要&gt;

障害児（18歳未満）の身体障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減することを目的とした、公費負担医療制度。

## &lt;事業実施主体&gt;

平成25年4月1日より市町村が実施主体  
（平成25年4月から、道より町へ権限移譲される）

## &lt;給付対象者&gt;

障害児（18歳未満）で、その身体障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる方。

## &lt;対象となる障害&gt;

視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由、内臓障害  
（心臓・腎臓・肝臓・小腸・免疫・そしゃくの他先天性内臓障害）

## &lt;自己負担額&gt;

所得に応じて、1月当たりの自己負担額を設定（これに満たない場合は1割）

## &lt;公費負担割合&gt;

公費負担割合（負担金率）は、国1/2、道1/4、町1/4を負担

## 2. 未熟児養育医療給付事業

## &lt;事業概要&gt;

道からの権限移譲により、平成25年4月から、入院を必要とする重症未熟児に対して養育に必要な医療給付を町で実施する。

## &lt;事業実施主体&gt;

平成25年4月1日より市町村が実施主体  
（平成25年4月から、道より町へ権限移譲される）

## &lt;給付対象者&gt;

1歳未満の未熟児で医師が入院養育を必要と認めた児  
なお、医療保険各法の被扶養者のみならず、生活保護の適用を受けている児も対象である。

## &lt;給付内容&gt;

看護料及び移送費を除き、全て現物給付により行う。

## &lt;徴収金&gt;

扶養義務者等から世帯の所得に応じて自己負担額を徴収する。

## &lt;公費負担割合&gt;

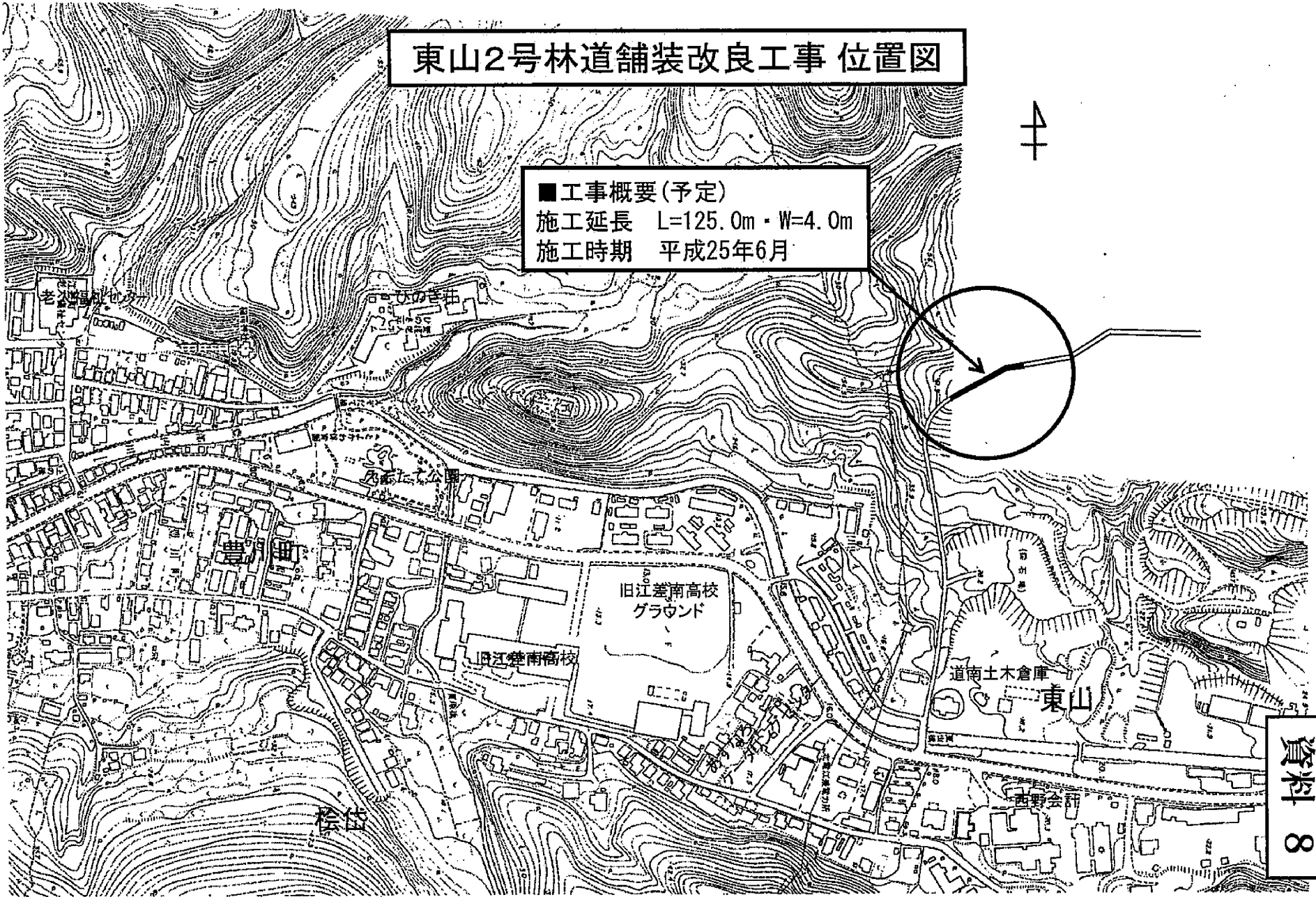
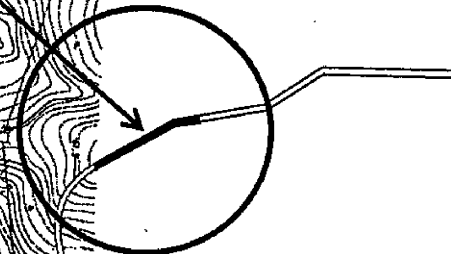
国1/2・道1/4・町1/4の負担

# 東山2号林道舗装改良工事 位置図

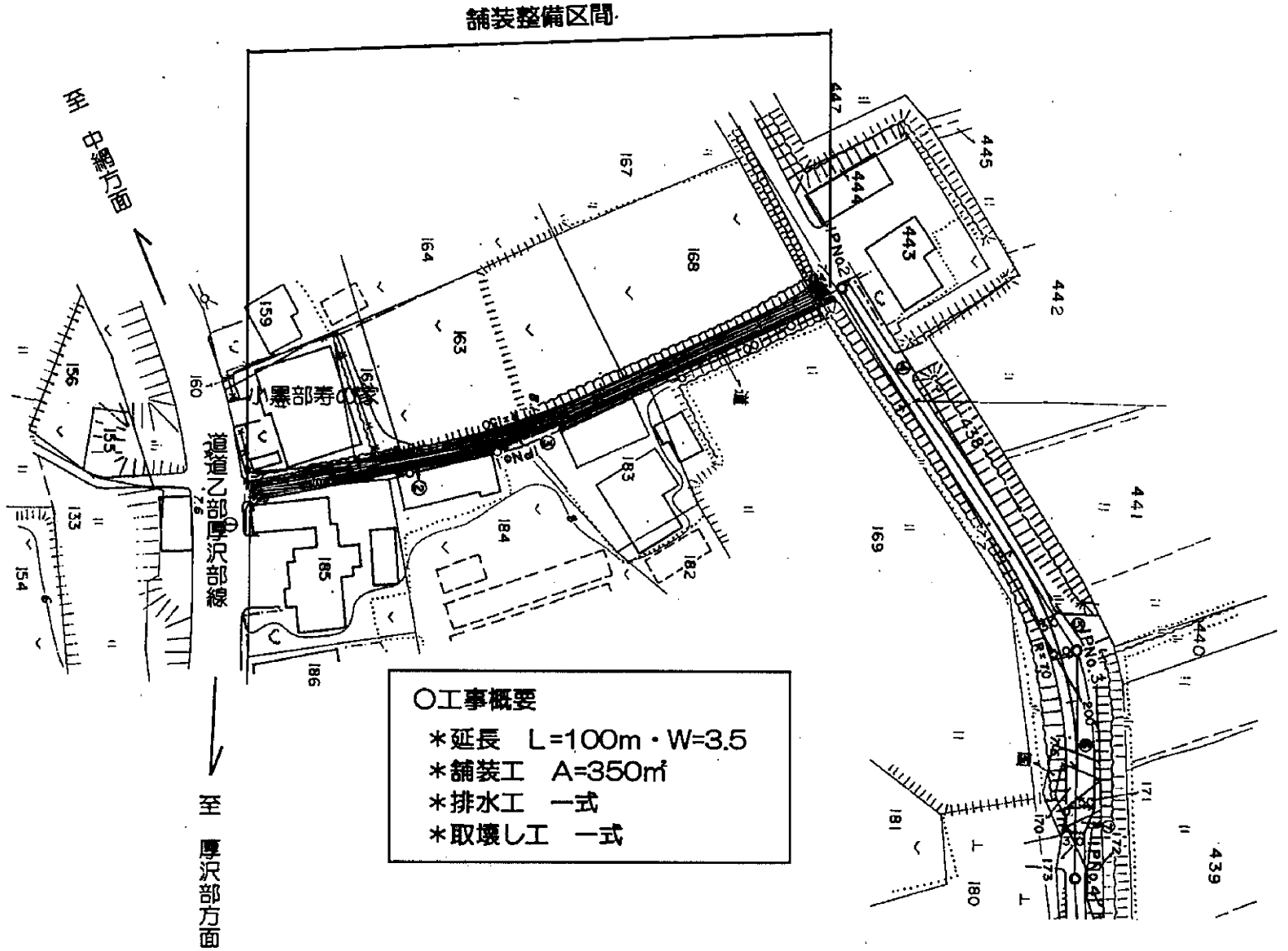
## ■工事概要(予定)

施工延長 L=125.0m・W=4.0m

施工時期 平成25年6月



# 町道小黑部3号通り舗装整備工事

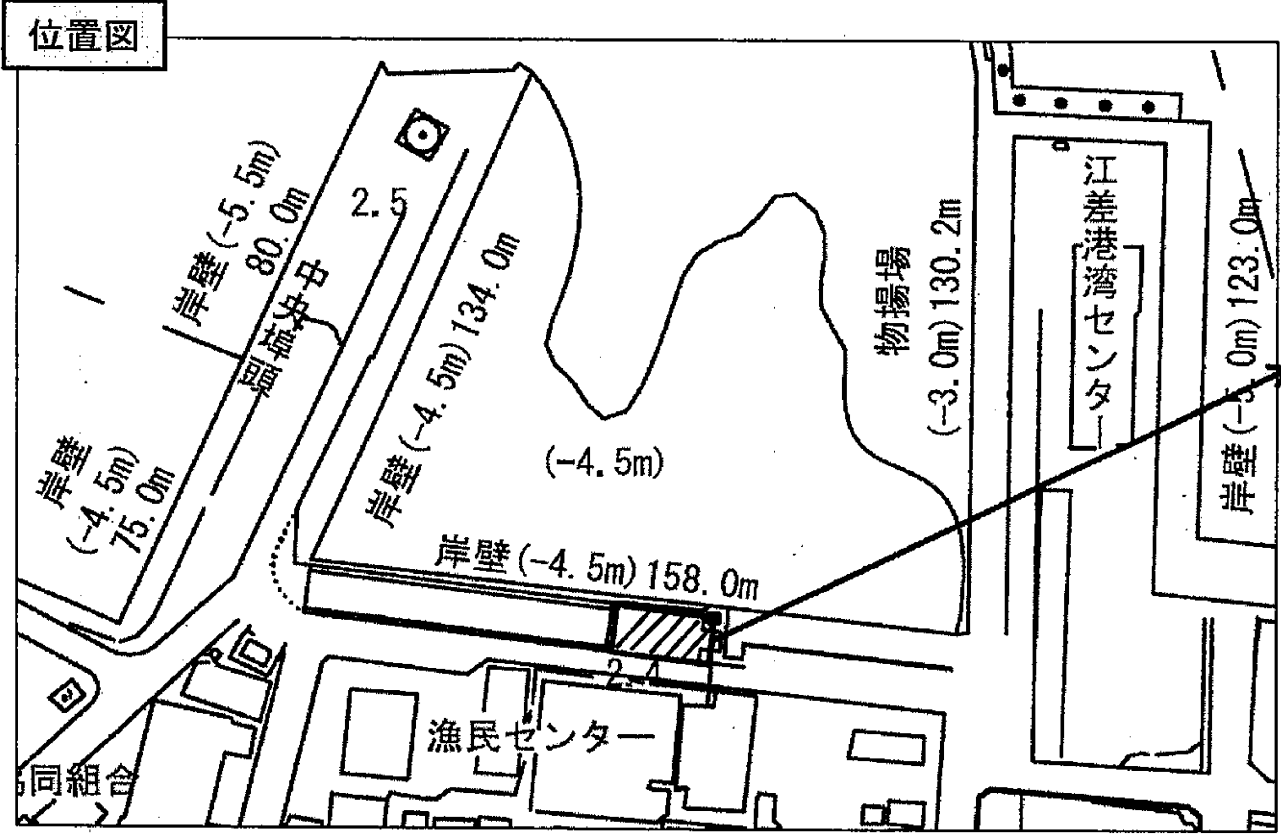
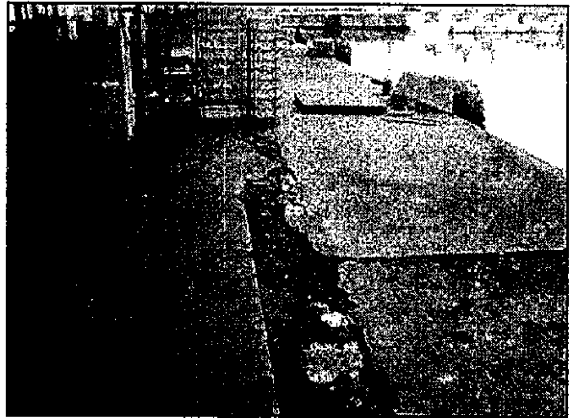
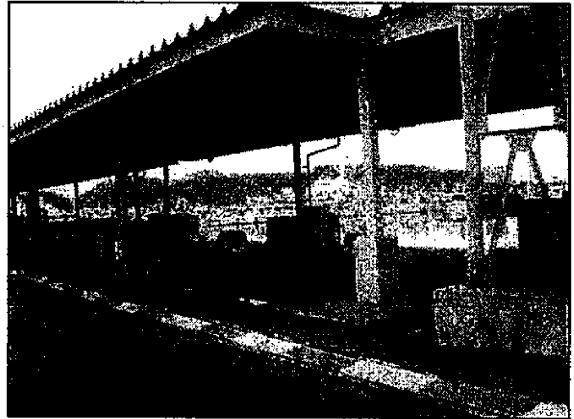


資料 9

平成25年度 江差港港湾施設補修(概要)

- 事業概要: 江差港船溜-4.5m岸壁補修(舗装工)
- ・ 舗装規模: 面積 約264㎡(L24m×W11m)
  - ・ 工事費: 2,900千円

工事予定箇所(既設舗装工老朽化)



資料10

江差町過疎地域自立促進基金条例概要

条項	条例概要
<p>第1条</p> <p>第2条、第3条、第4条、第5条</p> <p>第6条</p> <p>第7条</p> <p>附則</p>	<p>基金の設置関係</p> <p>設置目的と設置する基金名の規定</p> <p>基金の積立、管理、運用関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積立額は予算で定める。</li> <li>・基金に属する現金の管理は、金融機関への預金その他最も確実、かつ、有利な方法とする。</li> <li>・運用益金は、一般会計の歳入歳出予算に計上した上でこの基金に編入する。</li> <li>・繰替え運用は、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用。</li> </ul> <p>基金の処分関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り、これを処分する。</li> </ul> <p>規則への委任</p> <p>施行に必要な事項の規則への委任。</p> <p>施行期日</p> <p>公布の日</p>





江差町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 改正の概要

改正条項	改正概要
<p>題名・第1条・第2条第1項・第2条第4項・第3条・第5条</p>	<p>対象年齢の拡大に伴う名称の改正 乳幼児等→子ども</p>
<p>第1条</p>	<p>目的の改正 「保健の向上に資するとともに、児童福祉の増進」→「次代を担う子どもたちの健康増進と健やかな育成、及び子育て世帯の負担軽減」</p>
<p>第2条第1項</p>	<p>対象年齢の改正 「満12歳」→「満15歳」</p>
<p>第4条</p>	<p>助成対象範囲の改正 就学前の乳幼児「入院・通院」対象 小学生「入院のみ」対象 →0歳～15歳「通院・入院」該当</p>
<p>第9条</p>	<p>譲渡または担保の禁止条項の追加</p>
<p>附則</p>	<p>(1) 施行期日 平成25年4月1日 (2) 経過措置 施行前に保険医療機関等において診療、投薬等を受けた者については、なお従前の例による規定。</p>

乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>乳幼児等</u>に対し、医療費の一部を助成することにより、<u>保健の向上に資するとともに、児童福祉の増進</u>を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「<u>乳幼児等</u>」とは、<u>満12歳に達した日の最初の3月31日までの者をいう。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 この条例において「<u>乳幼児等医療費</u>」とは、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が医療保険各法による<u>被保険者（健康保険法第3条第2項に規定する日雇特例保険者を含む。以下この条例において同じ。）</u>若しくは組合員であるときは、<u>当該医療保険各法による療養の給付を受けた場合の当該療養の給付の額から当該療養に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。</u>）と当該疾病又は負傷について他の法令等の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における当該給付の額とを合算した額が当該医療に要する費用に満たないときその満たない額をいう。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 この条例において「基本利用料」とは、<u>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同法第67条第1項第1号に定める割合を乗じ</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>子ども</u>に対し、医療費の一部を助成することにより、<u>次代を担う子どもたちの健康増進と健やかな育成及び子育て世帯の負担軽減</u>を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「<u>子ども</u>」とは、<u>満15歳に達した日の最初の3月31日までの者をいう。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 この条例において「<u>子ども医療費</u>」とは、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が医療保険各法による<u>療養の給付を受けた場合の当該療養の給付の額から当該療養に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。</u>）と当該疾病又は負傷について他の法令等の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における当該給付の額とを合算した額が当該医療に要する費用に満たないときその満たない額をいう。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 この条例において「基本利用料」とは、<u>健康保険法第85条第2項に規定する指定訪問看護を受けた者について、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同法第67条第1項第1号に定める割合を乗じ</u></p>

乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正前	改正後
<p>て得た額をいう。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 この条例において「<u>附加給付</u>」とは、医療保険各法の被保険者又は組合員の被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により<u>附加給付</u>されるものをいう。ただし、国民健康保険法においては、法第43条第1項の規定により一部負担金の割合を減じられた場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。</p> <p>(新設)</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、江差町の区域内に住所を有する<u>乳幼児等</u>であつて、医療保険各法の規定による被扶養者とする。ただし、次の各号の一に該当するものを除く。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている<u>乳幼児等</u></p> <p>(2) 児童福祉法 <u>第27条第1項第3号</u>に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所し、医療の給付を受けている<u>乳幼児等</u></p> <p>(3) 所得の額が規則で定める額以上である保護者(<u>乳幼児等の</u>生計を主として維持する者に限る。)に監護されている<u>乳幼児等</u></p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 町は、医療保険各法による被保険者及び被扶養者であつて、江差町に</p>	<p>て得た額をいう。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 この条例において「<u>付加給付</u>」とは、医療保険各法の被保険者又は組合員の被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により<u>付加給付</u>されるものをいう。ただし、国民健康保険法においては、法第43条第1項の規定により一部負担金の割合を減じられた場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。</p> <p>9 <u>この条例において「保険医療機関等」とは医療保険各法の規定による保険医療機関または保険薬局をいう。</u></p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、江差町の区域内に住所を有する<u>子ども</u>であつて、医療保険各法の規定による被扶養者とする。ただし、次の各号の一に該当するものを除く。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている<u>子ども</u></p> <p>(2) 児童福祉法(<u>昭和22年法律第164号</u>)第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所し、医療の給付を受けている<u>子ども</u></p> <p>(3) 所得の額が規則で定める額以上である保護者(<u>子ども</u>の生計を主として維持する者に限る。)に監護されている<u>子ども</u></p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 町は、医療保険各法による被保険者及び被扶養者であつて、江差町に</p>

乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正前	改正後
<p>住所を有する世帯（生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯を除く）に属する乳幼児等にかかる医療費から受給者が負担すべき一部負担金及び基本利用料並びに食事療養標準負担額及び附加給付される額を控除して得た額（以下「助成額」という。）を保護者に対して助成する。ただし、満6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から満12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者にあつては、入院及び指定訪問看護に係る助成額に限り、保護者に対して助成する。</p>	<p>住所を有する世帯（生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯を除く）に属する子どもに係る 医療費から受給者が負担すべき一部負担金及び基本利用料並びに食事療養標準負担額及び付加給付される額を控除して得た額（以下「助成額」という。）を _____ 助成する。 _____</p>
<p>2 (略) (受給資格者の登録)</p>	<p>2 (略) (受給資格者の登録)</p>
<p>第5条 医療費の助成を受けようとする対象者の保護者は、規則の定めるところにより、資格登録申請書を提出して、乳幼児等医療助成資格の登録を受けなければならない。</p>	<p>第5条 医療費の助成を受けようとする対象者の保護者は、規則の定めるところにより、資格登録申請書を提出して、子ども 医療助成資格の登録を受けなければならない。</p>
<p>(助成の方法)</p>	<p>(助成の方法)</p>
<p>第7条 医療費の助成は、受給資格者が江差町内に所在する医療機関 _____ で受診した場合は、その助成する額を診療取扱機関 _____ に支払うことにより行い、江差町以外に所在する医療機関で受診した場合には、保護者の申請に基づき保護者に支払うことにより行うものとする。</p>	<p>第7条 医療費の助成は、受給資格者が江差町内に所在する保険医療機関等で受診した場合は、その助成する額を保険医療機関等に支払うことにより行い、江差町以外に所在する医療機関で受診した場合には、保護者の申請に基づき保護者に支払うことにより行うものとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(譲渡または担保の禁止)</p>
<p>(権利の消滅)</p>	<p>第9条 この条例による助成を受ける権利は、これを他人に譲渡し、または担保に供してはならない。 (権利の消滅)</p>
<p>第9条 (略) (規則への委任)</p>	<p>第10条 (略) (規則への委任)</p>

乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正前	改正後
第10条 (略)	第11条 (略)

江差町医師研究資金貸与条例の概要

条 項	概 要															
第1条	<p><b>目的</b></p> <p>道立江差病院に勤務する医師に対し、医療研究に必要な資金を貸与することにより、医師の確保、資質向上及び医療の充実を図り、過疎地域の医療確保と将来にわたり過疎地域の自立促進に資する。</p>															
第2条	<p><b>研究資金の貸与対象者</b></p> <p>道立江差病院に条例施行日（平成25年4月1日）以降に赴任している常勤医師で1年以上勤務する意思を有する者とする。（現在赴任している医師で4月1日以降1年以上勤務する医師は対象）</p>															
第3条	<p><b>貸与金額と期間</b></p> <p>医師免許取得後の経験年数と継続して勤務する期間により条例で定める額を上限に年額で貸与（条例第3条第1項別表）する。</p> <table border="1" data-bbox="772 686 1691 938"> <thead> <tr> <th rowspan="2">医師免許取得経過年数</th> <th colspan="3">研究期間に応じた1年当たりの研究資金額</th> </tr> <tr> <th>1年目</th> <th>2年目</th> <th>3年目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5年目以下</td> <td>1,000,000円</td> <td>1,500,000円</td> <td>2,000,000円</td> </tr> <tr> <td>6年目以上</td> <td>2,000,000円</td> <td>2,500,000円</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>	医師免許取得経過年数	研究期間に応じた1年当たりの研究資金額			1年目	2年目	3年目	5年目以下	1,000,000円	1,500,000円	2,000,000円	6年目以上	2,000,000円	2,500,000円	3,000,000円
医師免許取得経過年数	研究期間に応じた1年当たりの研究資金額															
	1年目	2年目	3年目													
5年目以下	1,000,000円	1,500,000円	2,000,000円													
6年目以上	2,000,000円	2,500,000円	3,000,000円													
第4条、第5条、第6条	<p><b>申請及び交付方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請書（連帯保証人1名）に、医師免許証の写し・履歴書・推薦書・誓約書を添付し提出します。</li> <li>決定後、貸与の決定を受けた者からの請求により申請期間中毎年交付します。</li> </ul>															
第7条、第8条	<p><b>決定の取消及び返還</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貸与決定者が取消要件に該当すると認めた時は決定を取り消し、返還とする。</li> <li>但し、複数年で貸与決定された者の場合は、経過年数により調整し返還とする。</li> <li>返還時に利息は付さない。</li> </ul>															
第9条、第10条、第11条	<p><b>返還の免除</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貸与期間を継続して勤務したとき。また、死亡したときは返還を免除する。</li> <li>災害、疾病等で業務を継続することができなくなった場合は返還を一部免除する。</li> </ul>															
第12条（委任）	<p><b>規則への委任</b></p>															

江差町医師研究資金貸与条例の概要

条 項	概 要
附則	<p>施行に必要な事項の規則への委任。</p> <p>(1) 施行期日 平成24年4月1日</p> <p>(2) 条例の効力期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年3月31日までの時限立法とする規定。</li> <li>・但し、研究資金の返還、延滞利息等の決定についてはその時以降もこの条例は効力を有する規定。</li> </ul>



江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準条例の概要

条 項	概 要								
<p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <p>第1節 基本方針等（第4条・第5条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第6条・第7条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第8条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第9条—第42条）</p> <p>第5節 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例（第43条・第44条）</p> <p>第3章 夜間対応型訪問介護</p> <p>第1節 基本方針等（第45条・第46条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第47条・第48条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第49条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第50条—第59条）</p> <p>第4章 認知症対応型通所介護</p> <p>第1節 基本方針（第60条）</p> <p>第2節 人員及び設備に関する基準</p> <p>第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護（第61条—第63条）</p> <p>第2款 共用型指定認知症対応型通所介護（第64条—第66条）</p> <p>第3節 運営に関する基準（第67条—第80条）</p> <p>第5章 小規模多機能型居宅介護</p> <p>第1節 基本方針（第81条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第82条—第84条）</p>	<p>■<u>条例制定の基本方針</u></p> <p>条例制定にあたり、これまで国により定められた基準について、内容により「従うべき基準」「標準とする基準」「参酌すべき基準」の区分が示されています。</p> <p>当町では、これらの3区分の一部項目について当町の地域性等の事情を踏まえて、国の基準と異なる独自の基準も含め定める</p> <p>■<u>町条例で定めることとされた基準等</u></p> <table border="1" data-bbox="1003 603 2056 1002"> <thead> <tr> <th>条例で定めるべき基準等</th> <th>関係法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>★指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員</td> <td>・介護保険法第78条の2第1項</td> </tr> <tr> <td>★指定地域密着型サービスの申請者の法人格の有無</td> <td>・介護保険法第78条の2第4項第1号、第5項・介護保険法施行規則第131条の10の2</td> </tr> <tr> <td>★指定地域密着型サービスの基準</td> <td>・介護保険法第78条の4第1項から第3項 ・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)</td> </tr> </tbody> </table> <p>■<u>江差町が独自に設ける基準</u></p> <p>①指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員 ⇒ 29人以下          &lt;条例第3条の1第1項の規定&gt;          理由：法律で老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が29人以下であって市町村の条例で定める数としていることから上限である29人以下を定員とする。</p> <p>②指定地域密着型サービスの申請者の法人格の有無 ⇒ 法人とし、暴力団員等は排除          &lt;条例第3条の1第2項の規定&gt;          理由：別に制定されている「江差町暴力団排除条例」の趣旨を鑑み、町の指定によ</p>	条例で定めるべき基準等	関係法令	★指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員	・介護保険法第78条の2第1項	★指定地域密着型サービスの申請者の法人格の有無	・介護保険法第78条の2第4項第1号、第5項・介護保険法施行規則第131条の10の2	★指定地域密着型サービスの基準	・介護保険法第78条の4第1項から第3項 ・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)
条例で定めるべき基準等	関係法令								
★指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員	・介護保険法第78条の2第1項								
★指定地域密着型サービスの申請者の法人格の有無	・介護保険法第78条の2第4項第1号、第5項・介護保険法施行規則第131条の10の2								
★指定地域密着型サービスの基準	・介護保険法第78条の4第1項から第3項 ・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)								

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準条例の概要

条 項	概 要
<p>第3節 設備に関する基準(第85条・第86条)                      第4節 運営に関する基準(第87条—第108条)                      第6章 認知症対応型共同生活介護                      第1節 基本方針(第109条)                      第2節 人員に関する基準(第110条—第112条)                      第3節 設備に関する基準(第113条)                      第4節 運営に関する基準(第114条—第128条)                      第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護                      第1節 基本方針(第129条)                      第2節 人員に関する基準(第130条・第131条)                      第3節 設備に関する基準(第132条)                      第4節 運営に関する基準(第133条—第149条)                      第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護                      第1節 基本方針(第150条)                      第2節 人員に関する基準(第151条)                      第3節 設備に関する基準(第152条)                      第4節 運営に関する基準(第153条—第177条)                      第5節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の                      基本方針並びに設備及び運営に関する基準                      第1款 この節の趣旨及び基本方針(第178条・第                      179条)                      第2款 設備に関する基準(第180条)                      第3款 運営に関する基準(第181条—第189                      条)                      第9章 複合型サービス                      第1節 基本方針(第190条)</p>	<p>り事業を行う地域密着型サービスにおいても暴力団排除の条項を定める。</p> <p>③地域密着型介護老人福祉施設の居室定員                      ア 1人とする。ただし、必要と認められた場合2人とする。                      イ 管理者の意見を聴いて町長が必要と認める場合は4人以下とする。                      &lt;条例第3条の1第2項の規定&gt;                      理由：北海道における介護老人福祉施設等の居室の定員の基準も考慮し、利用料が高額となるユニット型施設のみではなく、プライバシーの確保に留意した上で多床室の設置が可能となる基準を設ける。</p> <p>④事故発生時の対応 ⇒ 事業者は速やかに町に報告                      &lt;条例第40条第2項の規定・・・以下、各サービス共通&gt;                      理由：入所者(利用者)に対するサービスの質の向上及び施設運営の適正化に資する観点から、指導監督権限を有する町に対する速やかな報告を定める。</p> <p>⑤記録の整理(文書の保存年限) ⇒ 5年間保存                      &lt;条例第42条第2項の規定・・・以下、各サービス共通&gt;                      理由：介護サービスの提供に関し、事業者が不適正な介護報酬算定を行っていた場合には、介護報酬の返還を請求することとなるが、当該請求に係る時効は地方自治法で5年と定められている一方、介護報酬算定に係る文書の保存年限が2年であると、保険者による事実の確認が困難な状況となる事態が想定されることから、記録の保存年限を5年とする。</p> <p>⑥非常災害対策                      &lt;条例第76条第2項の規定・・・以下、各サービス共通&gt;                      理由：東日本大震災の教訓を踏まえ、安全対策の充実という観点から、地震・津波等の自然対策を想定した非常災害対策の実施を定める。</p>

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準条例の概要

条 項	概 要
<p>第2節 人員に関する基準 (第191条—第193条)                      第3節 設備に関する基準 (第194条・第195条)                      第4節 運営に関する基準 (第196条—第202条)                      附則</p>	<p>(1) 施行期日                      公布の日                      (2) 経過措置                      公布日前の施設等については従前のおりとする規定等。</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の概要

条 項	概 要						
<p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 介護予防認知症対応型通所介護</p> <p>第1節 基本方針（第4条）</p> <p>第2節 人員及び設備に関する基準</p> <p>第1款 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（第5条—第7条）</p> <p>第2款 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（第8条—第10条）</p> <p>第3節 運営に関する基準（第11条—第40条）</p> <p>第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第41条・第42条）</p> <p>第3章 介護予防小規模多機能型居宅介護</p> <p>第1節 基本方針（第43条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第44条—第46条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第47条・第48条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第49条—第65条）</p> <p>第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第66条—第69条）</p> <p>第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護</p> <p>第1節 基本方針（第70条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第71条—第73条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第74条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第75条—第86条）</p> <p>第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第87条—第90条）</p>	<p>■<u>条例制定の基本方針</u></p> <p>条例制定にあたり、これまで国により定められた基準について、内容により「従うべき基準」「標準とする基準」「参酌すべき基準」の区分が示されています。</p> <p>当町では、これらの3区分の一部項目について当町の地域性等の事情を踏まえて、国の基準と異なる独自の基準も含め定める</p> <p>■<u>町条例で定めることとされた基準等</u></p> <table border="1" data-bbox="1003 639 2051 1038"> <thead> <tr> <th>条例で定めるべき基準等</th> <th>関係法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>★指定地域密着型介護予防サービスの申請者の法人格の有無</td> <td>・介護保険法第115条の12第2項第1号、第3項・介護保険施行規則第140条の27の2</td> </tr> <tr> <td>★指定地域密着型介護予防サービスの基準</td> <td>・介護保険法第115条の14第1項から第3項 ・指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)</td> </tr> </tbody> </table> <p>■<u>江差町が独自に設ける基準</u></p> <p>①指定地域密着型サービスの申請者の法人格の有無 ⇒ 法人とし、暴力団員等は排除 &lt;条例第3条の1の規定&gt; 理由：別に制定されている「江差町暴力団排除条例」の趣旨を鑑み、町の指定により事業を行う地域密着型サービスにおいても暴力団排除の条項を定める。</p> <p>②非常災害対策 &lt;条例第30条第2項の規定・・・以下、各サービス共通&gt; 理由：東日本大震災の教訓を踏まえ、安全対策の充実という観点から、地震・津波</p>	条例で定めるべき基準等	関係法令	★指定地域密着型介護予防サービスの申請者の法人格の有無	・介護保険法第115条の12第2項第1号、第3項・介護保険施行規則第140条の27の2	★指定地域密着型介護予防サービスの基準	・介護保険法第115条の14第1項から第3項 ・指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)
条例で定めるべき基準等	関係法令						
★指定地域密着型介護予防サービスの申請者の法人格の有無	・介護保険法第115条の12第2項第1号、第3項・介護保険施行規則第140条の27の2						
★指定地域密着型介護予防サービスの基準	・介護保険法第115条の14第1項から第3項 ・指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)						

江差町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の概要

条 項	概 要
<p>る基準（第87条—第90条）</p> <p>附則</p>	<p>等の自然対策を想定した非常災害対策の実施を定める。</p> <p>③事故発生時の対応 ⇒ 事業者は速やかに町に報告          &lt;条例第37条第2項の規定・・・以下、各サービス共通&gt;          理由：入所者（利用者）に対するサービスの質の向上及び施設運営の適正化に資する観点から、指導監督権限を有する町に対する速やかな報告を定める。</p> <p>④記録の整理（文書の保存年限）⇒ 5年間保存          &lt;条例第40条第2項の規定・・・以下、各サービス共通&gt;          理由：介護サービスの提供に関し、事業者が不適正な介護報酬算定を行っていた場合には、介護報酬の返還を請求することとなるが、当該請求に係る時効は地方自治法で5年と定められている一方、介護報酬算定に係る文書の保存年限が2年であると、保険者による事実の確認が困難な状況となる事態が想定されることから、記録の保存年限を5年とする。</p> <p>(1) 施行期日          公布の日</p> <p>(2) 経過措置          一部規定について、改正前の規定を適用する規定等。</p>

江差町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例 概要

条項	条 例 概 要
<p>第3条</p> <p>第4条</p> <p>第5条</p> <p>第6条</p> <p>第7条</p> <p>第8～10条</p> <p>第11条</p> <p>第12～13条</p> <p>附則</p>	<p>【特定公園施設の設置基準】（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第13条第1項関係）</p> <p>① 基準の対象となる施設（特定公園施設） 園路及び広場、屋根付広場、休憩所及び管理事務所、野外劇場及び野外音楽堂、駐車場、便所、水飲み場及び手洗場、掲示板及び標識</p> <p>② 特定公園施設の設置基準（新設）</p> <p>(1) 園路及び公園広場 出入口（幅120cm以上、段差なし等）、通路（幅180cm以上、縦断勾配5%以下等）、階段（手摺りの設置等）、傾斜路（幅120cm以上、縦断勾配8%以下、手摺の設置等）</p> <p>(2) 屋根付広場 出入口（幅120cm以上、段差なし等）、車椅子使用の配慮等</p> <p>(3) 休憩所及び管理事務所 出入口（幅120cm以上、段差なし等）、車椅子使用の配慮等</p> <p>(4) 野外劇場及び野外音楽堂 出入口（屋根付広場と同基準）、車椅子使用者の観覧スペース等</p> <p>(5) 駐車場 車いす専用駐車施設（施設数、幅350cm等）</p> <p>(6) 便所 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造、出入口便房</p> <p>(7) 水飲み場及び手洗場 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造</p> <p>(8) 掲示板及び標識 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造</p> <p>(1) 施行期日 平成25年4月1日</p> <p>(2) 経過措置 平成25年3月31日以前に設置された都市公園については、なお従前の例による。</p>

江差町都市公園条例の一部を改正する条例 改正の概要

改正条項	改正概要																																
第2条の2第2項（新設）	<p>【都市公園の設置基準】（都市公園法第3条第1項関係）</p> <p>① 住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準（新設）</p> <table border="1" data-bbox="629 373 2040 555"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">標準値（住民一人当たり都市公園敷地面積）</th> </tr> <tr> <th>現行基準（法）</th> <th>江差町の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>江差町全域</td> <td>10㎡以上</td> <td>現行基準と同じ</td> </tr> <tr> <td>市街地（都市計画用途地域）</td> <td>5㎡以上</td> <td>現行基準と同じ</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	標準値（住民一人当たり都市公園敷地面積）		現行基準（法）	江差町の基準	江差町全域	10㎡以上	現行基準と同じ	市街地（都市計画用途地域）	5㎡以上	現行基準と同じ																			
区 分	標準値（住民一人当たり都市公園敷地面積）																																
	現行基準（法）	江差町の基準																															
江差町全域	10㎡以上	現行基準と同じ																															
市街地（都市計画用途地域）	5㎡以上	現行基準と同じ																															
第2条の2第3～4項（新設）	<p>② 地方公共団体が設置する都市公園の配置及び規模の基準（新設）</p> <table border="1" data-bbox="622 628 2040 1326"> <thead> <tr> <th rowspan="3">都市公園の種類</th> <th rowspan="3">現行基準（法）</th> <th colspan="2">規模</th> </tr> <tr> <th colspan="2">江差町の基準</th> </tr> <tr> <th>基準</th> <th>該当公園</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>街区公園</td> <td>0.25ha</td> <td>0.18ha</td> <td>茂尻児童公園</td> </tr> <tr> <td>近隣公園</td> <td>2ha</td> <td>1ha</td> <td>えぞだて公園</td> </tr> <tr> <td>地区公園</td> <td>4ha</td> <td>現行基準に同じ</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>総合公園</td> <td rowspan="3">利用目的に応じて都市公園の機能を十分発揮することができる敷地面積を定める</td> <td rowspan="3">現行基準に同じ</td> <td rowspan="3">運動公園</td> </tr> <tr> <td>運動公園</td> </tr> <tr> <td>広域公園</td> </tr> <tr> <td>緩衝緑地等</td> <td>設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定める</td> <td>現行基準に同じ</td> <td>九艘川公園 松の袋公園</td> </tr> </tbody> </table>			都市公園の種類	現行基準（法）	規模		江差町の基準		基準	該当公園	街区公園	0.25ha	0.18ha	茂尻児童公園	近隣公園	2ha	1ha	えぞだて公園	地区公園	4ha	現行基準に同じ	無	総合公園	利用目的に応じて都市公園の機能を十分発揮することができる敷地面積を定める	現行基準に同じ	運動公園	運動公園	広域公園	緩衝緑地等	設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定める	現行基準に同じ	九艘川公園 松の袋公園
都市公園の種類	現行基準（法）	規模																															
		江差町の基準																															
		基準	該当公園																														
街区公園	0.25ha	0.18ha	茂尻児童公園																														
近隣公園	2ha	1ha	えぞだて公園																														
地区公園	4ha	現行基準に同じ	無																														
総合公園	利用目的に応じて都市公園の機能を十分発揮することができる敷地面積を定める	現行基準に同じ	運動公園																														
運動公園																																	
広域公園																																	
緩衝緑地等	設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定める	現行基準に同じ	九艘川公園 松の袋公園																														

江差町都市公園条例の一部を改正する条例 改正の概要

改正条項	改正概要																								
<p>第2条の3 (新設)</p> <p>附則</p>	<p>【公園施設の設置基準】 (都市公園法第4条第1項関係)</p> <p>① 都市公園に設ける公園施設の建築面積の基準及び特例が認められる公園施設の建築面積 (新設)</p> <table border="1" data-bbox="622 352 2045 719"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="622 352 1305 453">公園施設の種別</th> <th colspan="2" data-bbox="1305 352 2045 411">建築面積の割合</th> </tr> <tr> <th colspan="2" data-bbox="622 411 1305 453"></th> <th data-bbox="1305 411 1675 453">現行基準 (法)</th> <th data-bbox="1675 411 2045 453">江差町の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="622 453 1305 507">建築物</td> <td data-bbox="1305 453 1675 507">2%</td> <td data-bbox="1675 453 2045 719" rowspan="5">現行基準に同じ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="622 507 712 608" rowspan="2">特</td> <td data-bbox="712 507 1305 555">休養施設、運動施設、備蓄倉庫等</td> <td data-bbox="1305 507 1675 555">10%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="712 555 1305 608">国宝、重要文化財等</td> <td data-bbox="1305 555 1675 608">20%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="622 608 712 662" rowspan="2">例</td> <td data-bbox="712 608 1305 662">屋根付き広場、屋根付き野外劇場</td> <td data-bbox="1305 608 1675 662">10%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="712 662 1305 719">仮設公園施設</td> <td data-bbox="1305 662 1675 719">2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>施行期日 平成25年4月1日</p>			公園施設の種別		建築面積の割合				現行基準 (法)	江差町の基準	建築物		2%	現行基準に同じ	特	休養施設、運動施設、備蓄倉庫等	10%	国宝、重要文化財等	20%	例	屋根付き広場、屋根付き野外劇場	10%	仮設公園施設	2%
公園施設の種別		建築面積の割合																							
		現行基準 (法)	江差町の基準																						
建築物		2%	現行基準に同じ																						
特	休養施設、運動施設、備蓄倉庫等	10%																							
	国宝、重要文化財等	20%																							
例	屋根付き広場、屋根付き野外劇場	10%																							
	仮設公園施設	2%																							



江差町都市公園条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(新設)</p> <p>(都市公園の名称等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(定義)</u></p> <p><u>第1条の2 この条例における用語の意義は、法及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）に定めるところによる。</u></p> <p><u>第2章 設置等</u></p> <p>(都市公園の名称等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 町長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を告示しなければならない。</u></p> <p><u>(設置及び規模に関する技術的基準)</u></p> <p><u>第2条の2 法第3条第1項の規定により条例で定める基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>2 町の区域内に設置する都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル（市街地にあつては、5平方メートル）以上とする。</u></p> <p><u>3 町が次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれの特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火避難等災害の防止に資する考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。</u></p> <p><u>(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.18ヘクタールを標準として定めること。</u></p> <p><u>(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、1ヘクタールを標準として定めること。</u></p>

江差町都市公園条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(新設)</p>	<p><u>(3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。</u></p> <p><u>(4) 主として町の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び町の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれの利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。</u></p> <p><u>4 町が、主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等、前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれの設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。</u></p> <p><u>(公園施設の設置基準)</u></p> <p><u>第2条の3 法第4条第1項本文(法第33条第4項において準用する場合を含む。)の規定により条例で定める割合は、100分の2とする。</u></p> <p><u>2 令第6条第1項第1号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書(法第33条第4項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地</u></p>

江差町都市公園条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>第2章 管理</p> <p>第3章 町以外の者の公園施設の設置及び管理</p> <p>第4章 占用</p> <p>第5章 雑則</p> <p>第6章 罰則</p> <p>第7章 補則</p>	<p><u>面積の100分の10を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</u></p> <p>3 <u>令第6条第1項第2号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</u></p> <p>4 <u>令第6条第1項第3号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</u></p> <p>5 <u>令第6条第1項第4号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として同項本文又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</u></p> <p>第3章 管理</p> <p>第4章 町以外の者の公園施設の設置及び管理</p> <p>第5章 占用</p> <p>第6章 雑則</p> <p>第7章 罰則</p> <p>第8章 補則</p>

江差町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 改正の概要

改正条項	改正概要					
第3条の2・第3条の3 第3条の4・第3条の5 第3条の6・第3条の7 第3条の8・第3条の9 第3条の10・第3条の11 第3条の12・第3条の13 第3条の14・第3条の15 第3条の16・第3条の17 (全て新設)	<p><b>【町営住宅の整備基準】</b>                      公営住宅法第5条第1項及び第2項において公営住宅の整備基準が条例委任となったことから、条例で定めるもの。</p> <table border="1" data-bbox="551 368 1989 885"> <thead> <tr> <th data-bbox="551 368 1608 427">国の基準</th> <th data-bbox="1615 368 1989 427">江差町の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="551 427 1608 885"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な居住環境の確保 (安全・衛生・美観の考慮)</li> <li>・費用の縮減への配慮 (設計の標準化、合理的な工法、規格化資材の使用等)</li> <li>・位置の選定 (災害等のおそれ、日常生活の利便性考慮)</li> <li>・敷地の安全等 (安全上必要な措置)</li> <li>・住棟等の基準 (居住環境阻害防止等の考慮)</li> <li>・住宅の基準 (防火措置、温熱環境 (省エネ)、遮音性能、劣化の軽減、維持管理への配慮等の措置)</li> <li>・住戸の基準 (床面積、設備、シックハウス等の措置)</li> <li>・住戸内の各部 (移動の利便・安全性、高齢者等に対する措置)</li> <li>・共用部分、附帯施設、児童遊園、集会所、通路等の基準</li> </ul> </td> <td data-bbox="1615 427 1989 885">                     国の基準どおり                 </td> </tr> </tbody> </table>		国の基準	江差町の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な居住環境の確保 (安全・衛生・美観の考慮)</li> <li>・費用の縮減への配慮 (設計の標準化、合理的な工法、規格化資材の使用等)</li> <li>・位置の選定 (災害等のおそれ、日常生活の利便性考慮)</li> <li>・敷地の安全等 (安全上必要な措置)</li> <li>・住棟等の基準 (居住環境阻害防止等の考慮)</li> <li>・住宅の基準 (防火措置、温熱環境 (省エネ)、遮音性能、劣化の軽減、維持管理への配慮等の措置)</li> <li>・住戸の基準 (床面積、設備、シックハウス等の措置)</li> <li>・住戸内の各部 (移動の利便・安全性、高齢者等に対する措置)</li> <li>・共用部分、附帯施設、児童遊園、集会所、通路等の基準</li> </ul>	国の基準どおり
国の基準	江差町の基準					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な居住環境の確保 (安全・衛生・美観の考慮)</li> <li>・費用の縮減への配慮 (設計の標準化、合理的な工法、規格化資材の使用等)</li> <li>・位置の選定 (災害等のおそれ、日常生活の利便性考慮)</li> <li>・敷地の安全等 (安全上必要な措置)</li> <li>・住棟等の基準 (居住環境阻害防止等の考慮)</li> <li>・住宅の基準 (防火措置、温熱環境 (省エネ)、遮音性能、劣化の軽減、維持管理への配慮等の措置)</li> <li>・住戸の基準 (床面積、設備、シックハウス等の措置)</li> <li>・住戸内の各部 (移動の利便・安全性、高齢者等に対する措置)</li> <li>・共用部分、附帯施設、児童遊園、集会所、通路等の基準</li> </ul>	国の基準どおり					
第6条	<p><b>【入居者の資格】</b>                      入居条件の対象者として福島復興再生特別措置法 (平成24年法律第25号) に基づく居住制限者を追加</p> <table border="1" data-bbox="551 995 1563 1225"> <thead> <tr> <th data-bbox="551 995 1016 1038">町営住宅の入居要件 (一般)</th> <th data-bbox="1023 995 1563 1038">福島復興再生特別措置法に伴う特例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="551 1043 1016 1225"> <ul style="list-style-type: none"> <li>①同居親族要件</li> <li>②収入要件</li> <li>③住宅困窮</li> <li>④暴力団員でないこと</li> </ul> </td> <td data-bbox="1023 1043 1563 1225">                     ①②の要件の具備を不要とする                 </td> </tr> </tbody> </table>		町営住宅の入居要件 (一般)	福島復興再生特別措置法に伴う特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>①同居親族要件</li> <li>②収入要件</li> <li>③住宅困窮</li> <li>④暴力団員でないこと</li> </ul>	①②の要件の具備を不要とする
町営住宅の入居要件 (一般)	福島復興再生特別措置法に伴う特例					
<ul style="list-style-type: none"> <li>①同居親族要件</li> <li>②収入要件</li> <li>③住宅困窮</li> <li>④暴力団員でないこと</li> </ul>	①②の要件の具備を不要とする					

江差町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 改正の概要

改正条項	改 正 概 要
第7条第2項	<p>【入居資格の特例】                      福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）に基づく居住制限者を追加                      ※要件は第6条と同様</p>
第58条	<p>【駐車場の使用手続き】                      ・使用許可決定後の手続き条項の削除                      （現行）使用決定通知後10日以内に書類提出 ⇒ （改正） 決定後手続き削除</p>
附則	<p>(1) 施行期日                      平成25年4月1日</p> <p>(2) 経過措置                      この条例の施行の際に現に存する町営住宅等の、第2章の2の規定の適用除外の規定。</p>

江差町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）に基づく町営住宅及び共同施設の_____管理について法及び地方自治法（昭和22年法律第67号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによるほか、必要な事項を定める。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）に基づく町営住宅及び共同施設の設置及び管理について法及び地方自治法（昭和22年法律第67号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによるほか、必要な事項を定める。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第2章の2 整備基準</p> <p><u>(町営住宅の整備基準)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第3条の2 <u>法第5条第1項及び第2項に規定する条例で定める町営住宅等の整備基準は、この章に定めるところによる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(健全な地域社会の形成)</u></p> <p>第3条の3 <u>町営住宅等は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(良好な居住環境の確保)</u></p> <p>第3条の4 <u>町営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者及び同居者にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(費用の縮減への配慮)</u></p> <p>第3条の5 <u>町営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(位置の選定)</u></p> <p>第3条の6 <u>町営住宅等の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居</u></p>

江差町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正前	改正後
(新設)	<p><u>者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。</u></p> <p><u>(敷地の安全等)</u></p> <p><u>第3条の7 敷地が地盤の軟弱な土地、がけ崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置その他の安全上必要な措置が講じられていなければならない。</u></p> <p><u>2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならない。</u></p>
(新設)	<p><u>(住棟等の基準)</u></p> <p><u>第3条の8 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。</u></p>
(新設)	<p><u>(住宅の基準)</u></p> <p><u>第3条の9 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。</u></p> <p><u>2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置が講じられていなければならない。</u></p> <p><u>3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。</u></p> <p><u>4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。次項において同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置が講じられていなければならない。</u></p>

江差町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正前	改正後
(新設)	<p><u>5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置が講じられていなければならない。</u></p> <p><u>(住戸の基準)</u></p>
(新設)	<p><u>第3条の10 町営住宅の1戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とする。</u></p> <p><u>2 町営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならない。</u></p> <p><u>3 町営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置が講じられていなければならない。</u></p> <p><u>(住戸内の各部)</u></p>
(新設)	<p><u>第3条の11 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置が講じられていなければならない。</u></p> <p><u>(共用部分)</u></p>
(新設)	<p><u>第3条の12 町営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。</u></p> <p><u>(附帯施設)</u></p>
(新設)	<p><u>第3条の13 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設を設けられていなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。</u></p> <p><u>(児童遊園)</u></p>



江差町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正前	改正後
	<p><u>第3条の14 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。</u></p>
(新設)	<p><u>(集会所)</u></p>
	<p><u>第3条の15 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。</u></p>
(新設)	<p><u>(広場及び緑地)</u></p>
	<p><u>第3条の16 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。</u></p>
(新設)	<p><u>(通路)</u></p>
	<p><u>第3条の17 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。</u></p>
	<p><u>2. 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路を設けられていなければならない。</u></p>
<p>(入居者の公募の方法)            第4条 町長は、入居者の公募を次の各号に掲げる方法のうち2以上の方法によつて行うものとする。            (1) ・ (2) (略)            (3) 江差町公告式条例 第2条第2項に規定する掲示場への掲示</p>	<p>(入居者の公募の方法)            第4条 町長は、入居者の公募を次の各号に掲げる方法のうち2以上の方法によつて行うものとする。            (1) ・ (2) (略)            (3) 江差町公告式条例(昭和30年江差町条例第2号)第2条第2項に規定する掲示場への掲示</p>

江差町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>2 (略)</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者(次条第2項において「老人等」という。))にあつては第2号から第4号、被災市街地振興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等_____</p> <p>_____にあつては第3号及び第4号)の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(入居者資格の特例)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前条第2号ロに掲げる町営住宅の入居者は、同条各号(老人等にあつては、同条第2号、第3号及び第4号_____ )に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>(使用の手続)</p> <p>第58条 第56条第2項に規定する通知を受けた者は、当該通知を受けた日から10日以内に町長が別に定める所定の書類を提出しなければならないものとする。</p> <p>2 使用決定者がやむを得ない事情により前項に規定する手続きを同項に規定する期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、町長が</p>	<p>2 (略)</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者(次条第2項において「老人等」という。))にあつては第2号から第4号、被災市街地振興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等(次条第2項において「被災者等」という。)及び福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第20条第1項に規定する居住制限者(次条第2項において「居住制限者」という。))にあつては第3号及び第4号)の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(入居者資格の特例)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前条第2号ロに掲げる町営住宅の入居者は、同条各号(老人等にあつては、同条第2号、第3号及び第4号、被災者等及び居住制限者にあつては第3号及び第4号)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>(削除)</p>

江差町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>別に指示する期間内に同項各号に定める手続きをしなければならない。</p> <p>3 町長は、駐車場の使用決定者が第1項又は前項に規定する期間内に第1項に規定する手続きをしないときは、駐車場の使用の決定を取り消すことができる。</p> <p>4 町長は、駐車場の使用決定者が第1項又は第2項に規定する手続きをしたときは、当該使用決定者に対して速やかに駐車場の使用開始日を通知しなければならない。</p> <p>5 駐車場の使用決定者は、前項の規定により通知された使用開始日から10日以内に駐車場の使用を開始しなければならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第59条 (略)</p> <p>(使用料の変更)</p> <p>第60条 (略)</p> <p>(使用許可の取消)</p> <p>第61条 町長は、使用者が次の各号の一に該当する場合において、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第57条に規定する使用者資格を失ったとき。</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 前項の規定については第40条第2項から第5項までの規定を準用する。この場合において、同条中「町営住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居」とあるのは「使用」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「第</p>	<p>(使用料)</p> <p>第58条 (略)</p> <p>(使用料の変更)</p> <p>第59条 (略)</p> <p>(使用許可の取消)</p> <p>第60条 町長は、使用者が次の各号の一に該当する場合において、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第55条に規定する使用者資格を失ったとき。</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 前項の規定については第40条第2項から第5項までの規定を準用する。この場合において、同条中「町営住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居」とあるのは「使用」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「第</p>

江差町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>1項」とあるのは「<u>第61条第1項</u>」と読み替えるものとする。                      (準用)</p> <p><u>第62条</u> 駐車場の使用については、第53条から前条までに定めるもののほか、第17条、第18条、第23条、第24条、第25条<u>本文</u>、第26条第1項<u>本文</u>及び第39条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「入居」とあるのは「使用」と、「町営住宅」とあるのは「駐車場」と読み替えるものとする。</p> <p><u>第62条の2</u> (略)</p> <p><u>第62条の3</u> (略)</p> <p><u>第62条の4</u> (略)</p> <p><u>第62条の5</u> (略)</p> <p>別表第1 (第62条の<u>3</u>関係)                      (略)</p> <p>別表第2 (第62条の<u>4</u>関係)                      (略)</p>	<p>1項」とあるのは「<u>第60条第1項</u>」と読み替えるものとする。                      (準用)</p> <p><u>第61条</u> 駐車場の使用については、第53条から前条までに定めるもののほか、第17条、第18条、第23条、第24条、第25条____、第26条第1項____及び第39条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「入居」とあるのは「使用」と、「町営住宅」とあるのは「駐車場」と読み替えるものとする。</p> <p><u>第62条</u> (略)</p> <p><u>第62条の2</u> (略)</p> <p><u>第62条の3</u> (略)</p> <p><u>第62条の4</u> (略)</p> <p>別表第1 (第62条の<u>2</u>関係)                      (略)</p> <p>別表第2 (第62条の<u>3</u>関係)                      (略)</p>

江差町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例 概要

条項	条 例 概 要
第3条	【鳥獣被害対策実施隊の設置】（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条）
第4条	① 実施隊員の任命 実施隊員は、町長が任命することを規定。
第5条	③ 報 酬 実施隊員の報酬は、「江差町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき支給することを規定。
附則	③ 補 償 実施隊員の補償は、「町村非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（北海道市町村総合事務組合）」に基づき補償することを規定。
	施行期日 平成25年4月1日

江差町営レストランの一部を改正する条例 改正の概要

改正条項	改正概要
<p>第7条、第11条、別表</p> <p>附則</p>	<p>【利用料金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用料（別表を含む）の削除。</li> <li>・利用料金を指定管理者が定めることを規定。</li> </ul> <p>施行期日 平成25年4月1日</p>

江差町営レストラン管理の一部を改正する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(利用料)</p> <p><u>第7条 レストランを利用しようとする者は、別表に定めるレストランの利用料金（以下「利用料金」という。）を、その定める方法により町へ納入しなければならない。</u></p> <p>(賠償)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(管理の代行等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(利用料金の收受等)</p> <p>第11条 第9条の規定により指定管理者にレストランの管理を行わせる場合においては、レストランの利用者は、第7条の定めにかかわらず、当該指定管理者に利用料金を納めなければならない。</p> <p>2 <u>町は、前項において規定する利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。</u></p> <p>3 <u>前項に規定する利用料金の額については、指定管理者が、別表の規定による利用料金の額を変更し、又は新たな単位を設定する場合にあつては、同表の金額に1.3倍を乗じて得た額を上限として、あらかじめ町長の承認を得て定める。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第12条 (略)</p>	<p>第7条 削除</p> <p>(賠償)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(管理の代行等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(利用料金_____)</p> <p>第10条 <u>レストランを利用するものは、指定管理者が定める利用料金を当該指定管理者に納なければならない。ただし、当該指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について町長の承認を受けなければならない。その額を変更するときも同様とする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 (略)</p>

江差町営レストラン管理の一部を改正する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>別表（第7条関係）</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考 上記に100分の105を乗じた額を利用料とする。</p>	<p>別表 削除</p> <p>【別記1 参照】</p>



【別記1】

改正前

区分	品名	利用料(円)	区分	品名	利用料(円)	
御飯物	生うに丼	2,500	御飯物	エビカレー	850	
	かつ定食	1,000		とりすき定食	1,100	
	かつとじ弁当	1,000		鍋焼うどん定食	1,000	
	うにとじ弁当	1,000	めん類	チャーシュー麺	850	
	江差家てんぷら定食	1,300		江差家特製ラーメン	850	
	カキフライ定食	1,100		天ざるソバ	1,200	
	刺し身定食	1,600		天ぷらソバ	900	
	エビフライ定食	1,300		にしんソバ	850	
	いくら丼	1,300		かしわソバ	850	
	天井	1,000		ざるソバ	550	
	イカさし定食	1,300		にしん甘露煮	400	
	にしんおやこせいろ	1,100		寄せ豆腐	250	
	カニセイロ	1,100		飲物	コーヒー	330
	いくらセイロ	1,100			アイスコーヒー	330

かつ丼	<u>1,000</u>
あわび丼	<u>1,300</u>
うに丼	<u>1,100</u>
うにとじ定食	<u>1,000</u>
かつとじ定食	<u>1,000</u>
カレーライス	<u>700</u>
カツカレーライス	<u>850</u>

オレンジジュース	<u>300</u>
コココーラ	<u>300</u>
ビール(大)	<u>600</u>
生ビール(小)	<u>400</u>
生ビール(中)	<u>500</u>
お酒(一合)	<u>350</u>
お酒(二合)	<u>600</u>

改正後  
(削除)

江差町道路の構造の技術的基準を定める条例の概要

条項	条項概要
<p>第1条～第4条 第5条～第9条 第10条～第11条 第15条～第20条 第21条～第25条 第27条～第28条 第35条～第36条 第40条 附則</p>	<p>*条例等制定の趣旨 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により、道路法の一部（第30条第3項、第45条第3項）が改正され、これまで国が全国一律で定めていた道路の構造の技術的基準や道路標識の寸法等について、地方自治体が国の示す基準を参酌して町の実情を踏まえ条例を制定するもの。</p> <p>*条例制定の概要 これまで道路法で定められていた市町村道の技術的基準については、「道路構造令」（昭和45年政令第320号）、「道路構造令施行規則」（昭和46年建設省令第7号）等を参酌した上で、町道を新設及び改築をする場合における一般的な技術を定めるもの。また、道路構造令で規定されている高速道路や自動車専用道路など当町に存在しない道路施設に関連する規定については除外をした上で必要な事項を規定するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例の趣旨、定義、道路区分などの規定</li> <li>・ 車線等、路肩、停車帯、自転車道、自転車歩行者道等の設計における技術的基準</li> <li>・ 歩道等の設置及び幅員についての技術的基準</li> <li>・ 設計速度、車両の屈曲部、曲線半径及び視距等の技術的基準</li> <li>・ 道路の縦断勾配、縦断曲線、横断勾配、合成勾配等の技術的基準</li> <li>・ 平面交差、鉄道等との平面交差する場合の基準</li> <li>・ 橋、高架の道路等、附帯工事等の特例の技術的基準</li> <li>・ 道路標識の寸法の基準</li> </ul> <p>(1) 施行期日 平成25年4月1日</p> <p>(2) 経過措置 施行の際現に新設又は改築の工事中の道路について一部の規定を適用しない規定。</p>

江差町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の概要

条項	条項概要
<p>第1章 (第1条～第2条)</p> <p>第2章 (第3条～第10条)</p> <p>第3章 (第11条・第12条)</p> <p>第4章 (第13条～第17条)</p> <p>附則</p>	<p>* 条例等制定の趣旨 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部（第10条）が改正され、これまで国が全国一律で定めていた移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準について、地方自治体が国の示す基準を参酌して町の実情を踏まえ条例を制定するもの。</p> <p>* 条例制定の概要 高齢者、障害者などが移動等円滑化のために必要な道路構造に関する基準を定めるものであり、主な項目としては「歩道、有効幅員、舗装、勾配、歩道と車道の分離、歩道の高さ、乗合自動車停留所、案内標識、視覚障害者用ブロック、休憩施設、照明施設、防雪施設」等があります。これらについては国の基準を参酌して定めることとなりますが、路面電車停留所など当町に存在しない道路施設に関連する規定については除外をした上で必要な事項を規定するもの。</p> <p>* 総則 ・ 趣旨、定義</p> <p>* 歩道等 ・ 有効幅員、舗装等、勾配、歩道等と車道等の分離、横断歩道に接続する歩道等の部分、車両乗り入れ部</p> <p>* 乗合自動車停留所 ・ 高さ、ベンチ及び上屋</p> <p>* 移動等円滑化のために必要なその他の施設等 ・ 案内標識、視覚障害者用ブロック、休憩施設、照明施設、防雪施設等</p> <p>(1) 施行期日 平成25年4月1日</p> <p>(2) 経過措置 市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合における適用除外について規定。</p>

江差町公共下水道条例の一部を改正する条例 改正概要

改正条項	改 正 概 要
第1条	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号、第2次一括法）による下水道法の一部改正に伴い改正するもの。</p> <p>目的に関する規定について、江差町公共下水道の管理及び使用に関するもののほか、施設の構造の技術上の基準及び管理に関する事項を追加。</p>
第2条第2号及び3号 (新設)	排水施設・処理施設の用語の定義
第6章(新設) 第32条(新設) 第33条(新設) 第34条(新設) 第35条(新設) 第36条(新設)	<p>公共下水道の施設に関する構造の技術上の基準及び維持管理基準の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準</li> <li>・排水施設の構造の技術上の基準</li> <li>・処理施設の構造の技術上の基準</li> <li>・適用除外</li> <li>・終末処理場の維持管理</li> </ul>
附則	<p>(1) 施行期日 平成25年4月1日</p> <p>(2) 経過措置 既に存する施設に関して一部規定の適用は従前のおりとする規定。</p>

江差町公共下水道条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）<u>その他法令に定めるもののほか、江差町公共下水道の管理及び使用に関し</u></p> <p>____、必要な事項を定め、町民の衛生環境の向上と公共水域の水質保全に寄与することを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）<u>の規程に基づき、町が設置する公共下水道の管理及び使用並びに、施設の構造の技術上の基準及び管理に関し、法令その他別に定めるもののほか、</u>必要な事項を定め、町民の衛生環境の向上と公共水域の水質保全に寄与することを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>排水施設</u> 法第2条第2号に規定する排水施設をいう。</p> <p>(3) <u>処理施設</u> 法第2条第2号に規定する排水施設をいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>第6章 <u>公共下水道の施設に関する構造の技術上の基準及び維持管理</u></p>

江差町公共下水道条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正前	改正後
	<p><u>(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)</u></p> <p>第32条 公共下水道の排水施設(これを補完する施設を含む。次条において同じ。)及び処理施設(これを補完する施設を含む。第7条において同じ。)に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。</p> <p>(2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置を講ずること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。</p> <p>(3) 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。)にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置を講ずること。</p> <p>(4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置を講ずること。</p> <p>(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓(とう)継手の設置その他の町長が定める措置を講ずること。</p> <p><u>(排水施設の構造の技術上の基準)</u></p> <p>第33条 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 排水管の内径及び排水渠(きよ)の断面積は、町長が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。</p> <p>(2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつて</p>

江差町公共下水道条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正前	改正後
	<p>は、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置を講ずること。</p> <p>(3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置を講ずること。</p> <p>(4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。</p> <p>(5) まず又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。</p> <p><u>(処理施設の構造の技術上の基準)</u></p> <p>第34条 第32条に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。）の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置を講ずること。</p> <p>(2) 汚泥処理施設は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう町長が定める措置を講ずること。</p> <p><u>(適用除外)</u></p> <p>第35条 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。</p> <p>(1) 工事を施行するために仮に設ける公共下水道</p> <p>(2) 非常災害のために必要な応急措置として設ける公共下水道</p> <p><u>(終末処理場の維持管理)</u></p> <p>第36条 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。</p>



江差町公共下水道条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>第6章 雑則 (行為の許可申請)</p> <p>第32条 (略) (許可を要しない軽微な変更)</p> <p>第33条 (略) (占用許可申請)</p> <p>第34条 (略) (原状回復)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>第7章 手数料 (手数料の徴収)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>第8章 罰則 (罰則)</p> <p>第37条 (略) (料金を免れた者に対する過料)</p>	<p>(2) <u>沈砂池又は沈殿池の泥ために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。</u></p> <p>(3) <u>前2号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。</u></p> <p>(4) <u>臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。</u></p> <p>(5) <u>前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう町長が定める措置を講ずること。</u></p> <p>第7章 雑則 (行為の許可申請)</p> <p>第37条 (略) (許可を要しない軽微な変更)</p> <p>第38条 (略) (占用許可申請)</p> <p>第39条 (略) (原状回復)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>第8章 手数料 (手数料の徴収)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>第9章 罰則 (罰則)</p> <p>第42条 (略) (料金を免れた者に対する過料)</p>

江差町公共下水道条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>第38条 (略)                      (両罰規定)</p> <p>第39条 (略)                      (規則への委任)</p> <p>第40条 (略)</p>	<p>第43条 (略)                      (両罰規定)</p> <p>第44条 (略)                      (規則への委任)</p> <p>第45条 (略)</p>

江差町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の概要

条 項	概 要
第1条	<p><b>目的</b></p>
	<p>水道法第12条及び第19条第3項の規定に基づき、水道に関する技術上の監督業務等を行うにあたって必要な資格基準を定める。</p>
第2条	<p><b>布設工事監督者を配置する工事</b></p>
	<p>布設工事監督者を置かなければならない工事は、水道法に定める導水・送水・配水管の布設以外に、給水量、水源種別、取水地点、浄水方法の変更、沈でん地、濾過池、消毒設備、配水池の新增設・改造工事とするもの。</p>
第3条	<p><b>布設工事監督者の資格</b></p>
	<p>布設工事監督者となり得る者に必要な資格・経験を定めるもの。</p>
第4条	<p><b>水道技術管理者の資格</b></p>
	<p>水道技術管理者となり得る者に必要な資格・経験を定めるもの。</p>
附則	<p><b>施行期日</b></p>
	<p>平成25年4月1日</p>

南部桧山衛生処理組合规約の一部を変更する規約 変更概要

改正条項	改 正 概 要
第 4 条  附 則	事務所所在地の変更。 「檜山郡厚沢部町字美和 6 2 0 番地、南部桧山衛生処理場内」 → 「檜山郡江差町字田沢町 6 8 1 番地、南部桧山清掃センター内」  施行期日 平成 2 5 年 4 月 1 日

南部桧山衛生処理組合規約の変更に関する規約 新旧対照表

改正前	改正後
<p>第4条 組合の事務所は、<u>檜山郡厚沢部町字美和620番地、南部桧山衛生処理場内</u>に置く。</p>	<p>第4条 組合の事務所は、<u>檜山郡江差町字田沢町681番地、南部桧山清掃センター内</u>に置く。</p>

(平成24年12月1日～平成25年2月28日)

要望団体	要望内容	備考
江差町単独	<p>■政策課題要望</p> <p>□北海道江差警察署</p> <p>○横断歩道への押ボタン式信号機の設置について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町(松の湯)地区</li> <li>・五厘沢地区</li> </ul>	12月19日 江差
	<p>■政策課題要望</p> <p>□北海道函館建設管理部</p> <p>○厚沢部川河川改修工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防砂林対策について</li> <li>・河口蛇行対策について</li> </ul> <p>○災害対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害(特別)警戒区域指定地区の早期工事着手について(新栄・新地地区)</li> <li>・急傾斜管理用道路の改修及び設置(津花地区)</li> </ul> <p>○泊(檜山)漁港漂砂堆積(浚渫要望)対策について</p> <p>○建設海岸江差海岸(伏木戸地区)局部改良について</p> <p>○町道「陣屋楸川線」の局部改良について</p> <p>□北海道開発局函館開発建設部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○高規格幹線道路「函館・江差自動車道」の早期整備について</li> <li>○国道の「越波対策」について</li> </ul>	12月26日 函館
檜山地域振興協議会	<p>■管内懸案事項要望 各省庁及び地元選出代議士等</p> <p>■特別交付税要望 北海道知事</p>	1月30日～31日 東京 2月1日 札幌
南檜山第2次医療圏構成町	<p>■道立江差病院機能充実に係る整備要請</p> <p>□札幌医科大学</p> <p>&lt;医師確保&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産婦人科医の常勤化</li> <li>・麻酔科医の常勤化(分娩再開の実現と二次救急医療確保含む。)</li> <li>・小児科医(複数体制化)</li> <li>・眼科医の常勤化(手術体制の確保)</li> <li>・外科機能の維持(二次救急医療の確保)</li> <li>・呼吸科医の常勤化</li> </ul>	2月1日 札幌
JR江差線(木古内・江差間)対策協議会	<p>■ JR江差線廃止に伴う要請行動</p> <p>□ 北海道旅客鉄道株式会社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地元支援策について</li> </ul>	2月15日 札幌